

令和5年6月30日

令和5年度第3回定例松本市教育委員会

会 議 議 案

松本市教育委員会

令和5年度第3回定例松本市教育委員会付議案件

[議案]

- 第1号 長野県教育委員会及び松本市教育委員会相互の任免及び人事等に関する
了解事項の取り交わしについて
- 第2号 松本市教育長の職務に専念する義務の免除について
- 第3号 松本市教育委員会職員の応援体制に関する規程の制定について
- 第4号 松本市教育委員会組織規則の一部改正について
- 第5号 松本市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について【非公開】
- 第6号 松本市町内公民館整備補助金交付要綱の一部改正について
- 第7号 松本市文化財審議委員会委員の委嘱について【非公開】
- 追加 第8号 松本市立博物館分館の臨時開館について

[報告]

- 第1号 令和5年松本市議会6月定例会の結果について
- 第2号 学都松本推進協議会委員の委嘱について
- 第3号 松本市立小学校において使用する教科用図書の採択について
- 第4号 令和4年度いじめ・体罰等の実態調査について
- 第5号 令和4年度における不登校児童生徒の状況について
- 第6号 公民館事業における託児保育に関する不適切な事務処理について
- 第7号 中央図書館及び本郷図書館の開館時間延長について
- 第8号 史跡小笠原氏城跡整備基本計画策定委員会委員の委嘱について
- 追加 第9号 並柳小学校における事故について

[周知]

- 1 学都松本推進事業「夏休み給食センター親子見学会」の実施について

[その他]

議案第 1 号

長野県教育委員会及び松本市教育委員会相互の任免及び人事等に関する了解事項の
取り交わしについて

1 趣旨

県教育委員会と松本市教育委員会が、教育行政の適正かつ円滑な運営を図るため、教
職員の任免その他の進退等に関して、了解事項を取り交わすことについて協議するもの
です。

2 県教育委員会及び市町村教育委員会相互の任免及び人事等に関する了解事項及び覚書
別紙1のとおり

3 実施期間

教育委員会議決の日から令和6年5月31日までの間

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（市町村委員会の内申）

第38条 都道府県委員会は、市町村委員会の内申をまって、県費負担教職員の任免その他の
進退を行うものとする。

2 前項の規程にかかわらず、都道府県教育委員会は、同項の内申が県費負担職員の転任に
係るものであるときは、当該内申に基づき、その転任を行うものとする。ただし、各号の
いずれかに該当するときは、この限りではない。

(1) 都道府県内の教職員の適切な配置と円滑な交流の観点から、一の市町村における県費
負担教職員の標準的な在職期間その他の都道府県委員会が定める県費負担教職員の任
用に関する基準に従い、一の市町村の県費負担教職員を免職し、引き続いて当該都道府
県内の他の市町村の県費負担教職員に採用する必要がある場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、やむを得ない事情により当該内申に係る転任を行うことが
困難である場合

3 市町村委員会は、次条の規程による校長の意見の申出があった県費負担教職員について
第1項又は前項の内申を行うときは、当該校長の意見を付するものとする。

（校長の所属教職員の進退に関する意見の申出）

第39条 市町村立学校職員給与負担法第1条及び第2条に規定する学校の校長は、所属の県
費負担教職員の任免その他の進退に関する意見を市町村委員会に申し出ることができる。

担当 教育政策課
課長 小西 えみ
電話 33-3980

了 解 事 項

1 教職員の任免その他の進退について

- (1) 校長の任免その他の進退については、市町村の実情を勘案し全県的立場に立って、長野県教育委員会と市町村教育委員会とが十分連絡の上、内申案を得て速やかに事務処理を行うものとする。
- (2) 副校長の任免その他の進退については、市町村の実情を勘案し広い視野、全県的立場に立って、長野県教育委員会と市町村教育委員会とが十分連絡の上、内申案を得て速やかに事務処理を行うものとする。
- (3) 教頭の任免その他の進退については、市町村の実情を勘案し広い視野に立って、長野県教育委員会と市町村教育委員会とが十分連絡の上、内申案を得て速やかに事務処理を行うものとする。
- (4) 教職員（校長を除く。）の任免その他の進退については、校長の意見を尊重する。
- (5) 教員（教育職員免許法第2条に規定する教育職員をいう。以下同じ。）の新規採用については、長野県教育委員会教育長が採用候補者として推薦する者を内申する。

2 令和6年度教職員人事異動の基本方針について

令和6年度教職員の人事異動の実施に当たっては、長野県教育委員会は、市町村教育委員会の意見を尊重して異動の基本方針を確立し、両者協力してその実現を期するものとする。

3 1及び2の取扱いについては、別紙覚書によって適正に行う。

4 人事の仕組みの検討について

義務教育関係教職員の人事の仕組みについては、中核市を含む市町村への人事権の移譲のあり方等を踏まえ、関係機関の意見を聞きながら、多角的に検討するものとする。

5 人事異動方針の見直しについて

人事異動方針の実施状況を踏まえながら、適宜見直しを行う。

(別 紙)

覚 書

1 教職員の人事について

人事についての秘密を厳守する。

(1) 校長について（昇任の場合を含む。）

ア 長野県教育委員会は、市町村教育委員会と連絡の上、異動原案を作成する。

イ 市町村教育委員会は、異動原案により成案を得て速やかに県教育委員会に内申書を提出する。

(2) 副校長について（昇任の場合を含む。）

ア 長野県教育委員会は、市町村教育委員会と連絡の上、校長の意見を尊重し、異動原案を作成する。

イ 市町村教育委員会は、異動原案により成案を得て速やかに県教育委員会に内申書を提出する。

(3) 教頭について（昇任の場合を含む。）

ア 長野県教育委員会は、市町村教育委員会と連絡の上、校長の意見を尊重し、異動原案を作成する。

イ 市町村教育委員会は、異動原案により成案を得て速やかに県教育委員会に内申書を提出する。

(4) 教員について

ア 教員の人事については、これを校長に立案させることが望ましい。

イ 校長は、上記立案にあたり、市町村教育委員会及び長野県教育委員会と十分に連携を図るものとする。

ウ 市町村教育委員会は（4）アの校長の立案を踏まえ、内申書を作成し県教育委員会に提出する。

エ 長期在職者の異動については、校長の意見を尊重し、市町村教育委員会と県教育委員会が十分に協議し、適切に対応するものとする。

(5) 新規採用について

市町村教育委員会は、長野県教育委員会教育長が選考した適任者を内申する。

2 連絡の方法について

(1) 長野県教育委員会は、常時市町村教育委員会と連絡を取り合う。

ア 担当主幹指導主事は、学校訪問等により努めて市町村教育委員会と連絡を密にする。

イ 担当主幹指導主事は、郡市連絡協議会あるいは教育長の会合等には努めて出席し連絡を図る。

(2) 特に連絡をする機会

10月から2月の間において、担当主幹指導主事は、全般的な打合せや個々面談による連絡の機会をつくる。この際の市町村教育委員会の出席者は、原則、教育長とする。

- 3 令和6年度人事異動については、2月中旬を目途として異動原案の作成を完了する。
- 4 令和6年度人事異動の最終決定は3月中旬とする。

| |
|---------|
| 教育委員会資料 |
| 5.6.30 |
| 教育政策課 |

議案第 2 号

松本市教育長の職務に専念する義務の免除について

1 趣旨

松本市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例第2条及び松本市教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則第2条に基づき、あらかじめ教育委員会の承認を得る必要があるため、教育長の職務に専念する義務の免除に関し協議するものです。

2 規則第2条第2号に該当するもの

新たな長野県史編さんに関する有識者懇談会

3 根拠法令

別紙のとおり

| | |
|----|---------|
| 担当 | 教育政策課 |
| 課長 | 小西 えみ |
| 電話 | 33-3980 |

子どもが主人公

学都松本のシンカ



学びに、遊びや体験を。

○松本市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例

平成27年3月13日

条例第7号

(目的)

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第5項の規定に基づき、松本市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(職務に専念する義務の免除)

第2条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ教育委員会の承認を得てその職務に専念する義務を免除されることができる。

- (1) 研修を受ける場合
- (2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- (3) 前2号に規定する場合を除くほか、教育委員会規則で定める場合

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、教育長の職務に専念する義務の特例に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

○松本市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則

令和4年4月28日

教育委員会規則第9号

(目的)

第1条 この規則は、松本市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例(平成27年条例第7号)第2条第3号の規定に基づき、職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(職務に専念する義務を免除される場合)

第2条 教育長があらかじめ教育委員会の承認を得て、職務に専念する義務を免除される場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 教育長が職務に関連のある国又は他の地方公共団体の公務員としての職を兼ね、その職に属する事務を行う場合
- (2) 教育長が国又は他の地方公共団体において規則又は規程に基づいて設置された委員会、審議会等の構成員としての職務遂行のため当該委員会、審議会等の業務に従事する場合
- (3) 教育長が市の行政の運営上その地位を兼ねることが特に必要と認められる団体等の役職員の地位を兼ね、その地位に属する事務を行う場合
- (4) 教育長が国、他の地方公共団体又は市の業務と関連を有する団体の事業又は事務に従事する場合
- (5) 教育長が市又は市の機関以外のものの主催する講演会等において、市政又は学術等に関し講演等を行う場合
- (6) その他特別の理由がある場合

附 則

この規則は、令和4年4月28日から施行する。

| |
|----------|
| 教育委員会資料 |
| 5. 6. 30 |
| 教育政策課 |

議案第 3 号

松本市教育委員会職員の応援体制に関する規程の制定について

1 趣旨

限りある要員体制の中で緊急異例の事務処理等に対応するため、教育委員会内職員を派遣し、応援体制を構築するための具体的な方法等について、規程を制定することについて協議するものです。

2 概要

(1) 応援派遣を命じることができる範囲

教育委員会事務局及び教育機関内の職員

(2) 対象業務

ア 特定の期間に集中し、迅速に処理する必要がある業務

イ そのほか、教育次長又は教育監が特に必要と認める業務

(3) 手続

ア 教育次長又は教育監は、課長等から職員の応援派遣の要請を受けた場合、当該申出の必要性を判断し、総務部長と協議の上、書面により応援派遣を命じることができるものとします。

イ 応援派遣の期間が7日以内の場合は、総務部長との協議及び書面による通知を省略することができます。

(4) 応援派遣期間

1か月を超えることはできません。

3 規程（案）

別添のとおり

4 施行期日

告示日

| | |
|----|---------|
| 担当 | 教育政策課 |
| 課長 | 小西 えみ |
| 電話 | 33-3980 |

(案)

松本市教育委員会訓令甲第 号

松本市教育委員会職員の応援体制に関する規程を次のように定める。

令和5年 月 日

松本市教育委員会

松本市教育委員会職員の応援体制に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、緊急異例の事務処理等に対応するため、教育委員会事務局及び教育機関内の職員を応援派遣することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 応援派遣 職務命令により、職員が一時的に他の課等に係る業務に専ら従事することをいう。
- (2) 課長等 松本市教育委員会組織規則（昭和34年教育委員会規則第12号）別表第4に規定する課等に置く長等をいう。

(応援派遣の対象となる業務)

第3条 応援派遣の対象となる業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 特定の期間に集中し、迅速に処理する必要がある業務
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育次長又は教育監が特に必要と認める業務

(応援派遣の手続)

第4条 課長等は、緊急異例の事務処理等が必要であると予想され、職務の遂行が困難であると認めるときは、教育次長又は教育監に対し、職員の応援派遣の要請を申し出るものとする。

- 2 教育次長又は教育監は、前項の規定による申出を受けたときは、当該申出の必要性を判断し、総務部長と協議の上、教育委員会事務局及び教育機関内の職員に対し、申出のあった課等への応援派遣を命じることができる。
- 3 前項の場合において、教育次長又は教育監は、応援派遣を命じた職員（以下「応援職員」という。）に対し、応援業務の内容及び期間を応援派遣通知書（様式第1号）により通知しなければならない。
- 4 前2項の場合において、応援派遣の期間が7日以内であるときは、当該総務部長との協議及び書面による通知を省略することができる。

(応援時における職務命令)

第5条 応援職員は、応援派遣先の課長等の命令に基づいて当該応援派遣に係る職務に従事するものとする。

(応援派遣期間の制限)

第6条 応援派遣の期間は、1月を超えることができないものとする。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、教育委員会が別に定める。

附 則

この訓令は、令和5年 月 日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

応援派遣通知書

年 月 日

様

教育次長（教育監）

1 応援派遣先

教育委員会 課へ応援派遣する。

2 応援業務の内容

3 派遣期間

年 月 日から
年 月 日まで（ 日間）

4 派遣先における勤務時間（予定）

時 分から 時 分まで

| |
|----------|
| 教育委員会資料 |
| 5. 6. 30 |
| 教育政策課 |

議案第 4 号

松本市教育委員会組織規則の一部改正について

1 趣旨

文部科学省の方針に合わせて呼称を変更するため、所要の改正をすることについて協議するものです。

2 主な改正内容

「中間教室」を「教育支援センター」に変更する。

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

令和5年7月1日

| | |
|----|---------|
| 担当 | 教育政策課 |
| 課長 | 小西 えみ |
| 電話 | 33-3980 |

松本市教育委員会組織規則(昭和34年教育委員会規則第12号)新旧対照表

| 現行 | | 改正後(案) | |
|---|--|---|--|
| ○松本市教育委員会組織規則 昭和34年4月1日 教育委員会規則第12号 (略) 別表第3(第2条関係) | | ○松本市教育委員会組織規則 昭和34年4月1日 教育委員会規則第12号 (略) 別表第3(第2条関係) | |
| 課等 | 附属施設 | 課等 | 附属施設 |
| 学校教育課 | 1 学校支援室 2 松本市美ヶ原少年自然の家 3 山辺中間教室 4 鎌田中間教室 5 波田中間教室 6 寿中間教室 | 学校教育課 | 1 学校支援室 2 松本市美ヶ原少年自然の家 3 <u>山辺教育支援センター</u> 4 <u>鎌田教育支援センター</u> 5 <u>波田教育支援センター</u> 6 <u>寿教育支援センター</u> |

| |
|---------|
| 教育委員会資料 |
|---------|

| |
|----------|
| 5. 6. 30 |
|----------|

| |
|-------|
| 生涯学習課 |
|-------|

議案第 6 号

松本市町内公民館整備補助金交付要綱の一部改正について

1 趣旨

信州まつもと空港周辺地区の空港活性化への協力体制を強化するため、町内公民館整備補助に対して上乗せ補助を実施するにあたり、所要の改正をすることについて協議するものです。

2 主な改正内容

空港周辺地区の町内公民館整備に対し、既存の市補助金に上乗せした特例補助を実施する。

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

告示の日

| | |
|----|---------|
| 担当 | 生涯学習課 |
| 課長 | 石川 善啓 |
| 電話 | 32-1132 |

松本市町内公民館整備補助金交付要綱(昭和39年告示第83号)新旧対照表

| 現行 | 改正後(案) |
|--|--|
| <p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、町会その他公共的団体(以下「町会等」という。)が、地域住民の利用に供する集会施設(以下「町内公民館」という。)の整備に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、松本市補助金交付規則(昭和37年規則第16号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第1条の2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 「建築物」とは、建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1項第1号の規定によるものをいう。</p> <p>(2) 「新築」とは、建築物のない更地に建築物を建てることをいう。</p> <p>(3) 「増築」とは、既にある建築物の床面積を増加させることをいう。</p> <p>(4) 「改築」とは、建築物の全部若しくは一部を除却し、引き続いてこれと用途、規模、構造の著しく異なるものを建てること</p> | <p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、町会その他公共的団体(以下「町会等」という。)が、地域住民の利用に供する集会施設(以下「町内公民館」という。)の整備に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、松本市補助金交付規則(昭和37年規則第16号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第1条の2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 「建築物」とは、建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1項第1号の規定によるものをいう。</p> <p>(2) 「新築」とは、建築物のない更地に建築物を建てることをいう。</p> <p>(3) 「増築」とは、既にある建築物の床面積を増加させることをいう。</p> <p>(4) 「改築」とは、建築物の全部若しくは一部を除却し、引き続いてこれと用途、規模、構造の著しく異なるものを建てること</p> |

をいう。

(5) 「改修」とは、建築物等の一部を修繕又は造り直すことをいう。

(6) 「借地」とは、土地を借りて建築物を建てることをいう。

(7) 「借家」とは、既にある建築物の一部若しくは全部を借りることをいう。

(8) 「福祉関連整備」とは、障害者、高齢者等が町内公民館をより利用しやすくするためにする整備をいう。

(9) 「耐震補強」とは、耐震診断に基づき建築物の耐震補強を行うことをいう。

(10) 「解体」とは、既設の建築物等を取り壊し、除却することをいう。

(補助対象経費)

第2条 補助金の交付対象となる町内公民館の整備の区分及び経費は、次のとおりとする。

(1) 一般建設費

ア 建物の新築、増築及び改築(以下「新築等」という。)工事に要する経費

イ 建物の取得に要する経費

ウ 次のいずれかに該当する敷地の取得に要する経費

(ア) 新築等又は建物の取得に伴う敷地の取得(買収後1年以

をいう。

(5) 「改修」とは、建築物等の一部を修繕又は造り直すことをいう。

(6) 「借地」とは、土地を借りて建築物を建てることをいう。

(7) 「借家」とは、既にある建築物の一部若しくは全部を借りることをいう。

(8) 「福祉関連整備」とは、障害者、高齢者等が町内公民館をより利用しやすくするためにする整備をいう。

(9) 「耐震補強」とは、耐震診断に基づき建築物の耐震補強を行うことをいう。

(10) 「解体」とは、既設の建築物等を取り壊し、除却することをいう。

(補助対象経費)

第2条 補助金の交付対象となる町内公民館の整備の区分及び経費は、次のとおりとする。

(1) 一般建設費

ア 建物の新築、増築及び改築(以下「新築等」という。)工事に要する経費

イ 建物の取得に要する経費

ウ 次のいずれかに該当する敷地の取得に要する経費

(ア) 新築等又は建物の取得に伴う敷地の取得(買収後1年以

内に新築等又は建物の取得を行う場合に限る。ただし、市長が特に必要と認めたときは、当該期間を延長することができる。）

(イ) 借地している既存の町内公民館の敷地の取得

エ 改修工事に要する経費(町内公民館とするための既存施設の改修、敷地内の舗装、屋外放送用設備及び火災報知器の設置及び改修並びに建物及び敷地の機能の維持又は向上のための外構工事(隣地との境界に関わる工事を除く。))を含む。)

(2) 単独福祉関連・耐震補強整備費

ア 福祉関連整備の改修工事に要する経費

イ 耐震補強の改修工事に要する経費

(3) 借上料 借地及び借家に要する経費

(4) 解体除却費 既設建築物等の取り壊しに要する経費

2 前項の経費は、次に定めるところによる。

(1) 一般建設費。ただし、公共事業等により町内公民館を移転新築する場合の経費の算出方法は、市長が別に定める。

ア 建物については、新築、増築又は改築の場合は建築床面積に別表第1に定める建築基準単価(建築基準単価が実際の建築単価を超える場合は実際の建築単価)を乗じて得た建築費、改修の場合は実際の改修費、既設建物買収の場合は取得価格とする。

イ 敷地については、当該土地の取得価格とする。ただし、補助対

内に新築等又は建物の取得を行う場合に限る。ただし、市長が特に必要と認めたときは、当該期間を延長することができる。）

(イ) 借地している既存の町内公民館の敷地の取得

エ 改修工事に要する経費(町内公民館とするための既存施設の改修、敷地内の舗装、屋外放送用設備及び火災報知器の設置及び改修並びに建物及び敷地の機能の維持又は向上のための外構工事(隣地との境界に関わる工事を除く。))を含む。)

(2) 単独福祉関連・耐震補強整備費

ア 福祉関連整備の改修工事に要する経費

イ 耐震補強の改修工事に要する経費

(3) 借上料 借地及び借家に要する経費

(4) 解体除却費 既設建築物等の取り壊しに要する経費

2 前項の経費は、次に定めるところによる。

(1) 一般建設費。ただし、公共事業等により町内公民館を移転新築する場合の経費の算出方法は、市長が別に定める。

ア 建物については、新築、増築又は改築の場合は建築床面積に別表第1に定める建築基準単価(建築基準単価が実際の建築単価を超える場合は実際の建築単価)を乗じて得た建築費、改修の場合は実際の改修費、既設建物買収の場合は取得価格とする。

イ 敷地については、当該土地の取得価格とする。ただし、補助対

象面積は、建築基準法第53条の規定による建築面積等を参考にして定めた適正な敷地面積の範囲内とする。

ウ ア及びイの取得価格は、当該建物及び土地の固定資産評価基準に基づく評価額及び最近における付近の取引価格等を参考にして定めた適正な時価(以下「基準価格」という。)とする。

(2) 単独福祉関連・耐震補強整備費

実際の整備費とする。

(3) 借上料

ア 借地については、借地契約に基づき土地を借りて町内公民館を設置する場合の借地料とする。

イ 借家については、借家契約に基づき家屋等を借りて町内公民館を設置する場合の借家料とする。

(補助の内容)

第3条 補助の区分、対象経費の算出、補助率、限度額等(以下「補助の内容」という。)は、別表に定めるところによる。この場合において、一般建設費に関する補助のうち増築、改築及び改修に係る補助(以下「増築等の補助」という。)は、同表第1号区分の欄中増築等の補助に係る区分のうちいずれか一つの区分をもって補助の内容とする。

2 前項の規定にかかわらず、既設置町会等の2館目以後の町内公民館に係る限度額は、別表に定める限度額に0.8を乗じて得た額とする。

象面積は、建築基準法第53条の規定による建築面積等を参考にして定めた適正な敷地面積の範囲内とする。

ウ ア及びイの取得価格は、当該建物及び土地の固定資産評価基準に基づく評価額及び最近における付近の取引価格等を参考にして定めた適正な時価(以下「基準価格」という。)とする。

(2) 単独福祉関連・耐震補強整備費

実際の整備費とする。

(3) 借上料

ア 借地については、借地契約に基づき土地を借りて町内公民館を設置する場合の借地料とする。

イ 借家については、借家契約に基づき家屋等を借りて町内公民館を設置する場合の借家料とする。

(補助の内容)

第3条 補助の区分、対象経費の算出、補助率、限度額等(以下「補助の内容」という。)は、別表に定めるところによる。この場合において、一般建設費に関する補助のうち増築、改築及び改修に係る補助(以下「増築等の補助」という。)は、同表第1号区分の欄中増築等の補助に係る区分のうちいずれか一つの区分をもって補助の内容とする。

2 前項の規定にかかわらず、既設置町会等の2館目以後の町内公民館に係る限度額は、別表に定める限度額に0.8を乗じて得た額とする。

- 3 既に一般建設費又は単独福祉関連・耐震補強整備費に対する補助金（当該補助金の交付を受けた年度から5年を経過している補助金を除く。）の交付を受けている場合で、次の補助を受けようとするときの補助金の限度額は、前項の規定により算出される補助金の限度額から当該補助金を控除した額とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、新築又は改築に要する経費に対して補助金の交付を受けている場合で、当該交付を受けた年度から10年を経過していないときに、更に補助を受けようとするときの補助金の限度額は、第1項の規定により算出される限度額から既に交付された補助金を控除した額とする。
- 5 前2項の規定にかかわらず、新焼却プラント建設事業の推進に関連する場合においては、市長が必要と認めた補助の内容とすることができる。
- 6 第1項、第3項及び第4項の規定にかかわらず、中部縦貫自動車道（松本波田道路）建設事業の推進に関連する場合においては、市長が必要と認めた補助の内容とすることができる。
- 7 別表の規定により算出した補助金額に1,000円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
（補助金交付の申請）

- 3 既に一般建設費又は単独福祉関連・耐震補強整備費に対する補助金（当該補助金の交付を受けた年度から5年を経過している補助金を除く。）の交付を受けている場合で、次の補助を受けようとするときの補助金の限度額は、前項の規定により算出される補助金の限度額から当該補助金を控除した額とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、新築又は改築に要する経費に対して補助金の交付を受けている場合で、当該交付を受けた年度から10年を経過していないときに、更に補助を受けようとするときの補助金の限度額は、第1項の規定により算出される限度額から既に交付された補助金を控除した額とする。
- 5 前2項の規定にかかわらず、新焼却プラント建設事業の推進に関連する場合においては、市長が必要と認めた補助の内容とすることができる。
- 6 第1項、第3項及び第4項の規定にかかわらず、中部縦貫自動車道（松本波田道路）建設事業の推進に関連する場合においては、市長が必要と認めた補助の内容とすることができる。
- 7 第1項、第3項及び第4項の規定にかかわらず、松本空港周辺地域対策事業に関連する場合においては、市長が必要と認めた補助の内容とすることができる。
- 8 別表の規定により算出した補助金額に1,000円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
（補助金交付の申請）

第4条 補助金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、事業着手前に、補助金交付申請書(様式第1号又は様式第2号)を市長に提出するものとする。

(延期の申請)

第5条 申請者は、第2条第1号ウの規定により新築等の着工を延期しようとするときは、着工遅延申請書(様式第3号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(検収及び補助金の額の確定)

第6条 申請者は、事業が完了したときは、規則第12条の規定による補助事業等実績報告書を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による報告を受けたときは、関係書類を精査し補助額を確定する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、昭和39年7月1日から施行する。

附 則(昭和40年3月8日告示第27号)

この告示は、昭和40年3月8日から施行し、昭和40年2月1日から適用する。

附 則(昭和41年7月12日告示第75号)

第4条 補助金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、事業着手前に、補助金交付申請書(様式第1号又は様式第2号)を市長に提出するものとする。

(延期の申請)

第5条 申請者は、第2条第1号ウの規定により新築等の着工を延期しようとするときは、着工遅延申請書(様式第3号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(検収及び補助金の額の確定)

第6条 申請者は、事業が完了したときは、規則第12条の規定による補助事業等実績報告書を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による報告を受けたときは、関係書類を精査し補助額を確定する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、昭和39年7月1日から施行する。

附 則(昭和40年3月8日告示第27号)

この告示は、昭和40年3月8日から施行し、昭和40年2月1日から適用する。

附 則(昭和41年7月12日告示第75号)

この告示は、告示の日から施行し、昭和41年4月1日から適用する。

附 則(昭和44年6月24日告示第195号)

この告示は、7月1日から施行し、昭和44年4月1日から適用する。

附 則(昭和46年3月16日告示第16号)

この告示は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則(昭和48年2月27日告示第66号)

この告示は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則(昭和48年6月30日告示第209号)

この告示は、告示の日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

附 則(昭和49年4月1日告示第100号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(昭和50年4月1日告示第50号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(昭和51年6月26日告示第61号)

この告示は、告示の日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。

附 則(昭和52年3月10日告示第21号)

この告示は、昭和52年4月1日から施行する。

この告示は、告示の日から施行し、昭和41年4月1日から適用する。

附 則(昭和44年6月24日告示第195号)

この告示は、7月1日から施行し、昭和44年4月1日から適用する。

附 則(昭和46年3月16日告示第16号)

この告示は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則(昭和48年2月27日告示第66号)

この告示は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則(昭和48年6月30日告示第209号)

この告示は、告示の日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

附 則(昭和49年4月1日告示第100号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(昭和50年4月1日告示第50号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(昭和51年6月26日告示第61号)

この告示は、告示の日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。

附 則(昭和52年3月10日告示第21号)

この告示は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則(昭和53年3月31日告示第53号)

この告示は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則(昭和54年4月1日告示第45号)

この告示は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則(昭和55年7月3日告示第105号)

この告示は、告示の日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

附 則(昭和56年2月1日告示第16号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(昭和56年3月31日告示第61号)

この告示は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則(昭和61年4月1日告示第67号)

この告示は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則(平成2年3月28日告示第40号)

この告示は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成2年10月16日告示第244号)

この告示は、告示の日から施行し、この告示による改正後の松本市町内公民館建設補助金交付要綱の規定は、平成2年度の補助金から適用する。

附 則(平成6年4月1日告示第91号)

この告示は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(昭和53年3月31日告示第53号)

この告示は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則(昭和54年4月1日告示第45号)

この告示は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則(昭和55年7月3日告示第105号)

この告示は、告示の日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

附 則(昭和56年2月1日告示第16号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(昭和56年3月31日告示第61号)

この告示は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則(昭和61年4月1日告示第67号)

この告示は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則(平成2年3月28日告示第40号)

この告示は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成2年10月16日告示第244号)

この告示は、告示の日から施行し、この告示による改正後の松本市町内公民館建設補助金交付要綱の規定は、平成2年度の補助金から適用する。

附 則(平成6年4月1日告示第91号)

この告示は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成7年4月1日告示第148号)

この告示は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成8年2月26日告示第28号)

この告示は、平成8年2月29日から施行する。

附 則(平成8年7月25日告示第245号)

(施行期日)

- 1 この告示は、告示の日から施行し、この告示による改正後の松本市町内公民館整備補助金交付要綱(以下「改正後の要綱」という。)の規定は、平成8年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 市長は、平成8年4月1日(以下「適用日」という。)から、この告示の施行の日(以下「施行日」という。)の間に既に交付の決定を受けている補助事業については、改正後の要綱第4条の規定による補助金の交付の申請があったものとみなし、新たに改正後の要綱の規定により算出される補助金の交付の決定をすることができる。

附 則(平成10年3月31日告示第83号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 昭和63年度から平成9年度までの間にこの告示による改正前の松本市町内公民館整備補助金交付要綱の規定による補助金(新築又は改

附 則(平成7年4月1日告示第148号)

この告示は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成8年2月26日告示第28号)

この告示は、平成8年2月29日から施行する。

附 則(平成8年7月25日告示第245号)

(施行期日)

- 1 この告示は、告示の日から施行し、この告示による改正後の松本市町内公民館整備補助金交付要綱(以下「改正後の要綱」という。)の規定は、平成8年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 市長は、平成8年4月1日(以下「適用日」という。)から、この告示の施行の日(以下「施行日」という。)の間に既に交付の決定を受けている補助事業については、改正後の要綱第4条の規定による補助金の交付の申請があったものとみなし、新たに改正後の要綱の規定により算出される補助金の交付の決定をすることができる。

附 則(平成10年3月31日告示第83号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 昭和63年度から平成9年度までの間にこの告示による改正前の松本市町内公民館整備補助金交付要綱の規定による補助金(新築又は改

築の場合に限る。)の交付を受けた町内公民館に対する補助金については、この告示の施行の日以後初めて交付する補助金に限り、この告示による改正後の第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成13年3月30日告示第124号)

この告示は、平成13年4月1日から施行し、この告示による改正後の松本市町内公民館整備補助金交付要綱の規定は、平成13年度の補助金から適用する。

附 則(平成14年3月29日告示第86号)

この告示は、平成14年4月1日から施行し、この告示による改正後の松本市町内公民館整備補助金交付要綱の規定は、平成14年度の補助金から適用する。

附 則(平成15年3月31日告示第130号)

この告示は、平成15年4月1日から施行し、この告示による改正後の松本市町内公民館整備補助金交付要綱の規定は、平成15年度の補助金から適用する。

附 則(平成15年10月20日告示第362号)

この告示は、平成15年10月20日から施行し、この告示による改正後の松本市町内公民館整備補助金交付要綱の規定は、平成15年度の補助金から適用する。

附 則(平成16年3月26日告示第93号)

この告示は、平成16年4月1日から施行し、この告示による改正後の松本市町内公民館整備補助金交付要綱の規定は、平成16年度の補助

築の場合に限る。)の交付を受けた町内公民館に対する補助金については、この告示の施行の日以後初めて交付する補助金に限り、この告示による改正後の第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成13年3月30日告示第124号)

この告示は、平成13年4月1日から施行し、この告示による改正後の松本市町内公民館整備補助金交付要綱の規定は、平成13年度の補助金から適用する。

附 則(平成14年3月29日告示第86号)

この告示は、平成14年4月1日から施行し、この告示による改正後の松本市町内公民館整備補助金交付要綱の規定は、平成14年度の補助金から適用する。

附 則(平成15年3月31日告示第130号)

この告示は、平成15年4月1日から施行し、この告示による改正後の松本市町内公民館整備補助金交付要綱の規定は、平成15年度の補助金から適用する。

附 則(平成15年10月20日告示第362号)

この告示は、平成15年10月20日から施行し、この告示による改正後の松本市町内公民館整備補助金交付要綱の規定は、平成15年度の補助金から適用する。

附 則(平成16年3月26日告示第93号)

この告示は、平成16年4月1日から施行し、この告示による改正後の松本市町内公民館整備補助金交付要綱の規定は、平成16年度の補助

金から適用する。

附 則(平成16年11月1日告示第354号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成17年3月31日告示第137号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成17年4月1日から施行する。
(安曇村の編入に伴う経過措置)
- 2 別表第2の規定にかかわらず、安曇区域内の町会等が行う町内公民館の新築又は改修については、当分の間補助率を10分の7とし、限度額の規定を適用しないものとする。

附 則(平成19年3月30日告示第152号)

この告示は、平成19年4月1日から施行し、この告示による改正後の松本市町内公民館整備補助金交付要綱の規定は、平成19年度の補助金から適用する。

附 則(平成22年3月31日告示第191号)

この告示は、平成22年4月1日から施行し、この告示による改正後の松本市町内公民館整備補助金交付要綱の規定は、平成22年度の補助金から適用する。

附 則(平成24年3月30日告示第179号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日告示第157号)

金から適用する。

附 則(平成16年11月1日告示第354号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成17年3月31日告示第137号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成17年4月1日から施行する。
(安曇村の編入に伴う経過措置)
- 2 別表第2の規定にかかわらず、安曇区域内の町会等が行う町内公民館の新築又は改修については、当分の間補助率を10分の7とし、限度額の規定を適用しないものとする。

附 則(平成19年3月30日告示第152号)

この告示は、平成19年4月1日から施行し、この告示による改正後の松本市町内公民館整備補助金交付要綱の規定は、平成19年度の補助金から適用する。

附 則(平成22年3月31日告示第191号)

この告示は、平成22年4月1日から施行し、この告示による改正後の松本市町内公民館整備補助金交付要綱の規定は、平成22年度の補助金から適用する。

附 則(平成24年3月30日告示第179号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日告示第157号)

この告示は、平成25年4月1日から施行し、この告示による改正後の松本市町内公民館整備補助金交付要綱の規定は、平成25年度の補助金から適用する。

附 則(平成26年3月31日告示第111号)

この告示は、平成26年4月1日から施行し、この告示による改正後の松本市町内公民館整備補助金交付要綱の規定は、平成26年度の補助金から適用する。

附 則(平成27年3月31日告示第124号)

この告示は、平成27年4月1日から施行し、この告示による改正後の松本市町内公民館整備補助金交付要綱の規定は、平成27年度の補助金から適用する。

附 則(平成28年3月31日告示第135号)

この告示は、平成28年4月1日から施行し、この告示による改正後の松本市町内公民館整備補助金交付要綱の規定は、平成28年度の補助金から適用する。

附 則(平成29年3月31日告示第81号)

この告示は、平成29年4月1日から施行し、この告示による改正後の松本市町内公民館整備補助金交付要綱の規定は、平成29年度の補助金から適用する。

附 則(令和3年3月10日告示第55号)

この告示は、令和3年4月1日から施行し、この告示による改正後の松本市町内公民館整備補助金交付要綱の規定は、令和3年度分の補助金

この告示は、平成25年4月1日から施行し、この告示による改正後の松本市町内公民館整備補助金交付要綱の規定は、平成25年度の補助金から適用する。

附 則(平成26年3月31日告示第111号)

この告示は、平成26年4月1日から施行し、この告示による改正後の松本市町内公民館整備補助金交付要綱の規定は、平成26年度の補助金から適用する。

附 則(平成27年3月31日告示第124号)

この告示は、平成27年4月1日から施行し、この告示による改正後の松本市町内公民館整備補助金交付要綱の規定は、平成27年度の補助金から適用する。

附 則(平成28年3月31日告示第135号)

この告示は、平成28年4月1日から施行し、この告示による改正後の松本市町内公民館整備補助金交付要綱の規定は、平成28年度の補助金から適用する。

附 則(平成29年3月31日告示第81号)

この告示は、平成29年4月1日から施行し、この告示による改正後の松本市町内公民館整備補助金交付要綱の規定は、平成29年度の補助金から適用する。

附 則(令和3年3月10日告示第55号)

この告示は、令和3年4月1日から施行し、この告示による改正後の松本市町内公民館整備補助金交付要綱の規定は、令和3年度分の補助金

から適用する。

別表(第3条関係)

(1) 一般建設費

| 区分 | 補助内容 | | | 備考 |
|-------------------|---------------|---------|----------------|---|
| | 補助対象経費 の算出 | 補助 率 | 限度額 | |
| 建新単独 物築町会 等 | 実際の整備費 | 2 / 3 | 万円 1,000 | 未設置町会等が新築する場合 限度額 |
| | | 1 / 2 | 1,000 | 既設置町会等が既存の公民館を廃止して新築する場合 まで |
| 複数 町会 等 | 実際の整備費 | 2 / 3 | 1,000 × 当該町 | 複数の未設置町会等が新築し、共有の公民館を設置する場合(未設置町会等と既設を 交付を |

から適用する。

附 則(令和5年 月 日告示第 号)

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行し、この告示による改正後の松本市町内公民館整備補助金交付要綱の規定は、令和5年度分の補助金から適用する。

(経過措置)

2 この告示による改正前の松本市町内公民館整備補助金交付要綱の規定による様式は、当分の間、新要綱の規定による様式とみなす。

別表(第3条関係)

(1) 一般建設費

| 区分 | 補助内容 | | | 備考 |
|-------------------|---------------|---------|----------------|---|
| | 補助対象経費 の算出 | 補助 率 | 限度額 | |
| 建新単独 物築町会 等 | 実際の整備費 | 2 / 3 | 万円 1,000 | 未設置町会等が新築する場合 限度額 |
| | | 1 / 2 | 1,000 | 既設置町会等が既存の公民館を廃止して新築する場合 まで |
| 複数 町会 等 | 実際の整備費 | 2 / 3 | 1,000 × 当該町 | 複数の未設置町会等が新築し、共有の公民館を設置する場合(未設置町会等と既設を 交付を |

| | | | | | | |
|-----------------------|----|----|----------------------------------|---|---|---------------------------------|
| | | | | 会等の 数 | 置町会等が新築し、共有の 公民館を設置する場合の未 設置町会等を含む。) | 受 け た |
| | | | 1 / 2 | 1, 0 0 0 × 当該町 会等の 数 | 複数の既設置町会等が新築 し、共有の公民館を設置す る場合(未設置町会等と既設 置町会等が新築し、共有の 公民館を設置する場合の既 設置町会等を含む。) | 場 合 、 新 築 及 び |
| 改 築 等 | 同上 | 同上 | 1, 0 0 0 | | | 改 築 |
| 複 数 町 会 等 | | | 1, 0 0 0 × 当該町 会等の 数 | 未設置町会等と既設置町会 等が改築し、共有の公民館 を設置する場合 | に つ い て は | |
| 増 築 等 | 同上 | 同上 | 6 0 0 | 新、改築時に補助金の交付 を受けている場合の限度額 は、4 0 0万円とする。 | 1 0 年 | |
| 複 数 町 会 等 | | | 6 0 0 ×当該 町会等 | 未設置町会等と既設置町会 等が増築し、共有の公民館 を設置する場合 | 、 そ の | |

| | | | | | | |
|-----------------------|----|----|----------------------------------|---|---|---------------------------------|
| | | | | 会等の 数 | 置町会等が新築し、共有の 公民館を設置する場合の未 設置町会等を含む。) | 受 け た |
| | | | 1 / 2 | 1, 0 0 0 × 当該町 会等の 数 | 複数の既設置町会等が新築 し、共有の公民館を設置す る場合(未設置町会等と既設 置町会等が新築し、共有の 公民館を設置する場合の既 設置町会等を含む。) | 場 合 、 新 築 及 び |
| 改 築 等 | 同上 | 同上 | 1, 0 0 0 | | | 改 築 |
| 複 数 町 会 等 | | | 1, 0 0 0 × 当該町 会等の 数 | 未設置町会等と既設置町会 等が改築し、共有の公民館 を設置する場合 | に つ い て は | |
| 増 築 等 | 同上 | 同上 | 6 0 0 | 新、改築時に補助金の交付 を受けている場合の限度額 は、4 0 0万円とする。 | 1 0 年 | |
| 複 数 町 会 等 | | | 6 0 0 ×当該 町会等 | 未設置町会等と既設置町会 等が増築し、共有の公民館 を設置する場合 | 、 そ の | |

| | | | | | | |
|-------------------------------|------------------------------------|----------------|--|---|---|---|
| | | | | の数 | | 他 |
| 改修 | 同上 | 2 / 3 | 500 | | | の 区 |
| 既単 設町 建等 物 取 得 | 取得価格又は 基準価格×延 床面積のい れか低い額 | 2 / 3 1 / 2 | 1,000 800 | 未設置町会等が既設建物を取得する場合 既設置町会等が買い増しにより既設建物を取得する場合で、既に補助金の交付を受けているときの限度額は、400万円とする。 | 分 に つ い て は 5 | 年 を 経 過 し な け れ ば 次 の 補 助 |
| 複数 町会 等 | | 2 / 3 1 / 2 | 1,000× 当該町 会等の 数 800 ×当該 町会等 の数 | 複数の未設置町会等が既存建物を取得し、共有の公民館を設置する場合(未設置町会等と既設置町会等が取得し、共有の公民館を設置する場合の未設置町会等を含む。) 複数の既設置町会等が既存建物を取得し、共有の公民館を設置する場合(未設置町会等と既設置町会等が取得し、共有の公民館を設置する場合の既設置町会等を含 | 年 を 経 過 し な け れ ば 次 の 補 助 | |

| | | | | | | |
|-------------------------------|------------------------------------|----------------|--|---|---|---|
| | | | | の数 | | 他 |
| 改修 | 同上 | 2 / 3 | 500 | | | の 区 |
| 既単 設町 建等 物 取 得 | 取得価格又は 基準価格×延 床面積のい れか低い額 | 2 / 3 1 / 2 | 1,000 800 | 未設置町会等が既設建物を取得する場合 既設置町会等が買い増しにより既設建物を取得する場合で、既に補助金の交付を受けているときの限度額は、400万円とする。 | 分 に つ い て は 5 | 年 を 経 過 し な け れ ば 次 の 補 助 |
| 複数 町会 等 | | 2 / 3 1 / 2 | 1,000× 当該町 会等の 数 800 ×当該 町会等 の数 | 複数の未設置町会等が既存建物を取得し、共有の公民館を設置する場合(未設置町会等と既設置町会等が取得し、共有の公民館を設置する場合の未設置町会等を含む。) 複数の既設置町会等が既存建物を取得し、共有の公民館を設置する場合(未設置町会等と既設置町会等が取得し、共有の公民館を設置する場合の既設置町会等を含 | 年 を 経 過 し な け れ ば 次 の 補 助 | |

| | | | | | | |
|--------|-------|---|-----|---------------|---------------------------------------|----------|
| 土敷地取得等 | 単独町会等 | (適正な敷地面積又は取得面積のいずれか小さい面積)×(取得価格又は基準価格のいずれか低い額 | 2/3 | 1,000 | 1館につき、1回のみ申請とする。 | 対象とならない。 |
| 複数町会等 | | か小さい面積)×(取得価格又は基準価格のいずれか低い額 | | 1,000×当該町会等の数 | 複数の未設置町会等が共有の公民館を設置する場合で、共有の敷地を取得するとき | ならない。 |

| | | | | | | |
|--------|-------|---|-----|---------------|---------------------------------------|----------|
| 土敷地取得等 | 単独町会等 | (適正な敷地面積又は取得面積のいずれか小さい面積)×(取得価格又は基準価格のいずれか低い額 | 2/3 | 1,000 | 1館につき、1回のみ申請とする。 | 対象とならない。 |
| 複数町会等 | | か小さい面積)×(取得価格又は基準価格のいずれか低い額 | | 1,000×当該町会等の数 | 複数の未設置町会等が共有の公民館を設置する場合で、共有の敷地を取得するとき | ならない。 |

(2) 単独福祉関連・耐震補強整備費

| 補助内容 | | | | 備考 |
|---|--------------|-----|------|---------------------------------------|
| 補助対象となる工事 | 補助対象経費の算出 | 補助率 | 限度額 | |
| 1 福祉関連整備 | 実際の整備費 | 2/3 | 万円 | 限度額まで交付を受けた場合、5年等の数(複数の町会等が共有する公民館の整備 |
| (1) 玄関 スロープ設置工事 | | | 500 | |
| (2) トイレ 洋式化工事、洗面台の設置工事、車いすスペースの確保のための改修工事 | | | 500× | |
| (3) 台所 厨房機器の改修工事 | | | 当該町会 | |
| (4) 階段 エレベーターの設置工事、階段の改修工事 | | | 等の町会 | |
| (5) その他 長野県福祉のまち | 数が共有する公民館の整備 | | | ならない |

(2) 単独福祉関連・耐震補強整備費

| 補助内容 | | | | 備考 |
|---|--------------|-----|------|---------------------------------------|
| 補助対象となる工事 | 補助対象経費の算出 | 補助率 | 限度額 | |
| 1 福祉関連整備 | 実際の整備費 | 2/3 | 万円 | 限度額まで交付を受けた場合、5年等の数(複数の町会等が共有する公民館の整備 |
| (1) 玄関 スロープ設置工事 | | | 500 | |
| (2) トイレ 洋式化工事、洗面台の設置工事、車いすスペースの確保のための改修工事 | | | 500× | |
| (3) 台所 厨房機器の改修工事 | | | 当該町会 | |
| (4) 階段 エレベーターの設置工事、階段の改修工事 | | | 等の町会 | |
| (5) その他 長野県福祉のまち | 数が共有する公民館の整備 | | | ならない |

| | | | |
|--|--|--|--------|
| づくり条例(平成7年長野県条例第13号)第10条第1項に規定する特定施設整備基準を満たす工事で、建物の主体に係るもの | | | を行う場い。 |
| 2 耐震補強整備 耐震診断に基づく耐震補強工事 | | | 合) |

| | | | |
|--|--|--|--------|
| づくり条例(平成7年長野県条例第13号)第10条第1項に規定する特定施設整備基準を満たす工事で、建物の主体に係るもの | | | を行う場い。 |
| 2 耐震補強整備 耐震診断に基づく耐震補強工事 | | | 合) |

(3) 借上料

| 区分 | 補助内容 | | | 限度額 |
|--|--|------------------------------|---|-----------|
| | 補助対象経費の算出 | 補助率 | | |
| 借地 平成7年4月1日以降の借地契約により新規に公民館を設置するもの 上記以外のもの | 近傍路線価×借地面積×1.3/100と実際の契約額のいずれか低い方の額 | 契約年度を含む3カ年 10/10 上記以降 1/2 | 3 | 万円/年 5 |
| 借家 平成7年4月1日以降の借家契約により新規に公民館を設置するもの 上記以外のもの | (建物評価額+近傍路線価×建築基準法上必要な面積)×1.3/100と実際の契約額のいずれか低い方の額 | 契約年度を含む3カ年 10/10 上記以降 1/2 | 3 | 5 |

(3) 借上料

| 区分 | 補助内容 | | | 限度額 |
|--|--|------------------------------|---|-----------|
| | 補助対象経費の算出 | 補助率 | | |
| 借地 平成7年4月1日以降の借地契約により新規に公民館を設置するもの 上記以外のもの | 近傍路線価×借地面積×1.3/100と実際の契約額のいずれか低い方の額 | 契約年度を含む3カ年 10/10 上記以降 1/2 | 3 | 万円/年 5 |
| 借家 平成7年4月1日以降の借家契約により新規に公民館を設置するもの 上記以外のもの | (建物評価額+近傍路線価×建築基準法上必要な面積)×1.3/100と実際の契約額のいずれか低い方の額 | 契約年度を含む3カ年 10/10 上記以降 1/2 | 3 | 5 |

備考 複数の町会等が借地又は借家する場合の補助金の限度額は、1年間につき5万円×当該町会等の数とする。

(4) 解体除却費

| 補助内容 | | | | 備考 |
|--------------------|-----------|-----|-------------------------------------|---------------------------------------|
| 補助対象となる工事 | 補助対象経費の算出 | 補助率 | 限度額 | |
| 既設建築物等の取り壊しに要する工事費 | 実際の整備費 | 1/2 | 万円 | 限度額まで交付を受けた場合、5年を経過しなければ、次の補助対象とならない。 |
| | | | 200 | |
| | | | 200×当該町会等の数(複数の町会等が共有する公民館の整備を行う場合) | |

備考 複数の町会等が借地又は借家する場合の補助金の限度額は、1年間につき5万円×当該町会等の数とする。

(4) 解体除却費

| 補助内容 | | | | 備考 |
|--------------------|-----------|-----|-------------------------------------|---------------------------------------|
| 補助対象となる工事 | 補助対象経費の算出 | 補助率 | 限度額 | |
| 既設建築物等の取り壊しに要する工事費 | 実際の整備費 | 1/2 | 万円 | 限度額まで交付を受けた場合、5年を経過しなければ、次の補助対象とならない。 |
| | | | 200 | |
| | | | 200×当該町会等の数(複数の町会等が共有する公民館の整備を行う場合) | |

様式第1号(第4条関係)

様式第1号(第4条関係)

| | | | |
|---|-----|-----------------------------------|-----|
| (あて先) 松本市長 | | 年 月 日 | |
| | | (申請者) | |
| | | 住 所 松本市 | |
| | | 町会名 | |
| | | 職名・氏名 | |
| | | 印 | |
| 松本市町内公民館整備(一般建設費・福祉関連・耐震補強整備費)補助金交付申請書 下記のとおり、補助金を交付願いたく申請します。 | | | |
| 名 称 | | | |
| 所 在 地 | | | |
| 整 賃 任 備 着 | 住 所 | | |
| | 氏 名 | | |
| 構造及び建坪 | | 建物敷地買取費 | |
| 整備費の総額 | | 譲渡者住所・氏名 | |
| 整備請負業者 | | 契約年月日 | |
| 着工予定 | | 竣工予定 | |
| 理由 | | | |
| | | | |
| | | | |
| 予 算 書 (単位 円) | | | |
| 取 入 | | 支 出 | |
| 区 分 | 金 額 | 区 分 | 金 額 |
| 町会負担金 | | 工 事 費 | |
| 市補助金 | | 取得(買取)費 | |
| そ の 他 | | | |
| 合 計 | | 合 計 | |
| 添付書類 | | 4 町会における合意書(総会等)の写し | |
| 1 支出明細書(又は見積書) | | 5 建築確認申請書の写し(新築、増築又は改築する場合) | |
| 2 設計図 | | 6 売買契約書の写し(建物又は用地を取得した場合) | |
| 3 付近の見取図 | | 7 地縁団体認可書の写し(町会等が地縁団体の認可を受けているとき) | |

様式第1号(第4条関係)

様式第1号(第4条関係)

| | | | |
|---|-----|-----------------------------------|-----|
| (宛先) 松本市長 | | 年 月 日 | |
| | | (申請者) | |
| | | 住 所 松本市 | |
| | | 町会名 | |
| | | 職名・氏名 | |
| | | 印 | |
| 松本市町内公民館整備(一般建設費・福祉関連・耐震補強整備費)補助金交付申請書 下記のとおり、補助金を交付願いたく申請します。 | | | |
| 名 称 | | | |
| 所 在 地 | | | |
| 整 賃 任 備 着 | 住 所 | | |
| | 氏 名 | | |
| 構造及び建坪 | | 建物敷地買取費 | |
| 整備費の総額 | | 譲渡者住所・氏名 | |
| 整備請負業者 | | 契約年月日 | |
| 着工予定 | | 竣工予定 | |
| 理由 | | | |
| | | | |
| | | | |
| 予 算 書 (単位 円) | | | |
| 取 入 | | 支 出 | |
| 区 分 | 金 額 | 区 分 | 金 額 |
| 町会負担金 | | 工 事 費 | |
| 市補助金 | | 取得(買取)費 | |
| そ の 他 | | | |
| 合 計 | | 合 計 | |
| 添付書類 | | 4 町会における合意書(総会等)の写し | |
| 1 支出明細書(又は見積書) | | 5 建築確認申請書の写し(新築、増築又は改築する場合) | |
| 2 設計図 | | 6 売買契約書の写し(建物又は用地を取得した場合) | |
| 3 付近の見取図 | | 7 地縁団体認可書の写し(町会等が地縁団体の認可を受けているとき) | |

様式第2号(第4条関係)

様式第2号(第4条関係)

| | | | |
|-------------------------|-------|-------|-------|
| 年 月 日 | | | |
| (あて先)松本市長 | | | |
| (申請者) 住 所 | | | |
| 氏 名 | | | |
| 松本市町内公民館整備(借上料)補助金交付申請書 | | | |
| 下記のとおり、補助金を交付願いたく申請します。 | | | |
| 名 称 | | | |
| 所 在 地 | | | |
| 借地面積 | ㎡(坪) | 借家面積 | ㎡(坪) |
| 借地料 | 円/年 | 借家料 | 円/年 |
| 契約年月日 | | 契約年月日 | |
| 予 算 書 (単位:円) | | | |
| 収 入 | | 支 出 | |
| 区 分 | 金 額 | 区 分 | 金 額 |
| 町会負担金 | | 借地料 | |
| 市補助金 | | 借家料 | |
| そ の 他 | | | |
| 合 計 | | 合 計 | |
| 添付書類 | | | |
| 1 借地又は借家契約書の写し | | | |
| 2 付近の見取図 | | | |

様式第2号(第4条関係)

様式第2号(第4条関係)

| | | | |
|-------------------------|-------|-------|-------|
| 年 月 日 | | | |
| (親告)松本市長 | | | |
| (申請者) 住 所 | | | |
| 氏 名 | | | |
| 松本市町内公民館整備(借上料)補助金交付申請書 | | | |
| 下記のとおり、補助金を交付願いたく申請します。 | | | |
| 名 称 | | | |
| 所 在 地 | | | |
| 借地面積 | ㎡(坪) | 借家面積 | ㎡(坪) |
| 借地料 | 円/年 | 借家料 | 円/年 |
| 契約年月日 | | 契約年月日 | |
| 予 算 書 (単位:円) | | | |
| 収 入 | | 支 出 | |
| 区 分 | 金 額 | 区 分 | 金 額 |
| 町会負担金 | | 借地料 | |
| 市補助金 | | 借家料 | |
| そ の 他 | | | |
| 合 計 | | 合 計 | |
| 添付書類 | | | |
| 1 借地又は借家契約書の写し | | | |
| 2 付近の見取図 | | | |

様式第3号(第5条関係)

様式第3号(第5条関係)

| | |
|---|-------------------------|
| 年 月 日 | |
| (あて先)松本市長 | |
| 申請者 住 所 氏 名 | |
| 町内公民館着工延期申請書 | |
| 年 月 日付け 指令第 号で補助金の交付決定を受けた町内公民館整備(土地の取得)補助金について、次のとおり着工の延期を申請します。 | |
| 町 会 等 の 名 称 | |
| 補 助 金 交 付 額 | 円 |
| 土 地 の 所 在 等 | 松本市 (面積) m ² |
| 取 得 年 月 日 | 年 月 日 |
| 当初の着工等予定日 | (着工) 年 月 日 (竣工) 年 月 日 |
| 延期後の着工等予定日 | (着工) 年 月 日 (竣工) 年 月 日 |
| 延期する理由 | |
| <p>※ 町会等における合意書(總會等)の写しを添付してください。</p> | |

様式第3号(第5条関係)

様式第3号(第5条関係)

| | |
|---|-------------------------|
| 年 月 日 | |
| (<u>直先</u>)松本市長 | |
| 申請者 住 所 氏 名 | |
| 町内公民館着工延期申請書 | |
| 年 月 日付け 指令第 号で補助金の交付決定を受けた町内公民館整備(土地の取得)補助金について、次のとおり着工の延期を申請します。 | |
| 町 会 等 の 名 称 | |
| 補 助 金 交 付 額 | 円 |
| 土 地 の 所 在 等 | 松本市 (面積) m ² |
| 取 得 年 月 日 | 年 月 日 |
| 当初の着工等予定日 | (着工) 年 月 日 (竣工) 年 月 日 |
| 延期後の着工等予定日 | (着工) 年 月 日 (竣工) 年 月 日 |
| 延期する理由 | |
| <p>※ 町会等における合意書(總會等)の写しを添付してください。</p> | |

議案第 8 号

松本市立博物館分館の臨時開館について

1 趣旨

観覧者の利便性向上を図るため、松本市立博物館分館の臨時開館を実施することについて協議するものです。

2 臨時開館施設

- (1) 松本民芸館、松本市はかり資料館、松本市時計博物館
令和5年8月14日（月）
- (2) 松本市高橋家住宅
令和5年8月14日（月）、8月15日（火）、8月16日（水）
- (3) 松本市安曇資料館
令和5年7月18日（火）～8月18日（金）
（※期間中の平日を臨時開館。土・日・休日は通常どおり開館。）

3 周知方法

- (1) 広報まつもと8月号へ掲載します。
- (2) 松本市ホームページ・松本まるごと博物館ホームページへ掲載します。

| | |
|----|---------|
| 担当 | 博物館 |
| 館長 | 加藤 孝 |
| 電話 | 32-0133 |

報告第 1 号

令和5年松本市議会6月定例会の結果について

1 趣旨

松本市議会6月定例会の結果について報告するものです。

2 会期等について

6月12日（月）から6月29日（木）まで18日間

一般質問 6月19日（月）から21日（水）まで3日間

経済文教委員会 6月22日（木）

3 審査内容及び結果

(1) 経済文教委員会審査

ア 陳情

(ア) 案件

陳情第5号 松本市ハタチの記念式典の改善を求める陳情

(イ) 集約結果

一部の委員から反対意見がありました。結果、陳情の趣旨は理解できるが、現実性等の面で課題があり、かつ不採択とすることもすぐわれないものと判断し、趣旨採択としました。

イ 議案

(ア) 案件

議案第8号 令和5年度松本市一般会計補正予算（第2号）

【歳出】

社会教育費

補助金追加（空港周辺地区集会施設整備、コミュニティ
助成事業、町会公民館整備）

35,000 千円

基幹博物館整備事業費追加（委託料）

9,820 千円

保健体育費

学校給食センター再整備事業費（事務費等、委託料）

10,750 千円

【歳入】

諸収入

教育費雑入追加（コミュニティ助成事業助成金）

15,000 千円

(1) 審査結果

異議なく原案どおり可決されました。

(2) 経済文教委員協議会

ア 報告事項

(ア) 公民館事業における託児保育に関する不適切な事務処理について

(イ) 部活動の地域クラブ活動への移行に係るアンケート調査の結果について

イ 委員から出された主な意見等

- ・ 不適切な事務処理については、再発防止策としてチェックリストの作成を掲げているが、このような事象がある度に、庁内の様々な部署でチェックリストだらけになっていると感じる。何か別の改善策はないかと思うが、しっかりと漏れのないように対応してほしいとの要望がありました。
- ・ 地域クラブ活動への移行に係るアンケート調査の結果について、思いの外、保護者や教職員の回答率が低いのは、何か理由があるのかという質疑に対し、今回のアンケート調査では、若干回答のし難さがあったという声や地域移行の様子が分からないという意見があり、少なからずそういったことも結果に反映していると思われるため、今回で終わりということではなく、令和6年度に再度アンケート調査を実施していきたいと答弁しました。

ウ 審査結果

(ア) 報告を受けたと集約されました。

(イ) 承認されました。

| | |
|----|---------|
| 担当 | 教育政策課 |
| 課長 | 小西 えみ |
| 電話 | 33-3980 |

子どもが主人公
学ばね本のシンガ



学びに、遊びや体験を。

報告第 2 号

学都松本推進協議会委員の委嘱について

1 趣旨

学都松本推進協議会設置要綱第3条に基づき、新たに委員を委嘱することについて報告するものです。

2 委嘱予定者

別紙名簿（案）のとおり

3 任期

- (1) 公募委員 3年 ※昨年度に委嘱したため、今年度は委員の変更なし
- (2) 公募委員以外 1年

4 学都松本推進協議会設置要綱（抜粋）

（所掌事項）

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 学都松本の推進に関すること。
- (2) 学都松本フォーラムの企画及び運営に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項。

（組織等）

第3条 協議会は、委員18人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育及び社会教育関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 有識者
- (4) 公募による市民
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から1年とする。ただし、前条第2号第4号の規定による委員の任期は、3年とする。

2 前項の規定にかかわらず、委員に欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

担当 教育政策課

課長 小西 えみ

電話 33-3980

令和5年度 学都松本推進協議会委員名簿（案）

| 区分 | 氏名 | 推薦団体 | 任期 |
|-------------------|---------------------|-------------------------|----------------------------|
| 学校教育及び 社会教育関係者 | そうま ぶきこ 相馬 蒔子 | 大野川小中学校学校運営協議会 | 令和5年7月1日 ～ 令和6年6月30日 |
| | かわふね よしつぐ 川 船 義嗣 | 松本まるごと博物館友の会 | |
| | ももせ かずみ 百瀬 一美 | 松本市社会教育委員 | |
| | さいとう たかし 齊藤 孝資 | 松本城案内グループ | |
| | なかた やすこ 中田 安子 | 松本市公民館運営審議会 | |
| | たにぐち かずえ 谷口 和恵 | 松本地域子ども文庫・ おはなしの会連絡会 | |
| 家庭教育関係者 | ながつか ひろし 永塚 博 | 松本市こども会育成連合会 | |
| | いちかわ かずひこ 市川 一彦 | 松本市PTA連合会 | |
| 有識者 | かない ただし 金井 直 | 信州大学人文学部教授 | |
| | いとう なおと 伊東 直登 | 元松本市教育振興基本計画策定委員 | |
| 公募委員 | さくらい としひこ 櫻井 利彦 | 公募委員 | 令和4年7月1日 ～ 令和7年6月30日 |
| | なかむら みちこ 中村 美智子 | 公募委員 | |
| | はっとり きみたけ 服部 公威 | 公募委員 | |

報告第 3 号

松本市立小学校において使用する教科用図書の採択について

1 趣旨

令和6年度以降に使用する全ての小学校用教科用図書について、今年度新たに採択を行うにあたり、採択までの取組内容等を報告するものです。

2 松塩筑安曇地区教科用図書採択研究協議会の設置について

(1) 目的

- ア 長野県教育委員会が設定した採択地区（松本市、塩尻市、東筑摩郡及び安曇野市）の教育委員会が、採択地区内の小学校及び中学校で使用する教科用図書について、種目ごとに同一の教科用図書を採択するための連絡調査を図る機関として、松塩筑安曇地区教科用図書採択研究協議会（以下「協議会」という。）を設置する。
- イ 協議会に教科用図書調査研究委員会（以下「調査研究委員会」という。）を設け、教科用図書を共同で調査研究する。

(2) 組織

ア 協議会

構成市村の教育長、教育長職務代理者、正副校長会長、保護者代表及び学識経験者

イ 調査研究委員会

採択地区内の校長会から推薦された、小学校、中学校の校長、教頭及び教諭

3 採択の方法

- (1) 調査研究委員会は、教科用図書について調査研究し、その結果を協議会へ提出
- (2) 協議会は、調査研究委員会から提出された調査結果と県からの資料をもとに、種目ごとに一種の教科用図書を選定し、これを採択地区内の各教育委員会に報告
- (3) 各教育委員会は、協議会の報告に基づいて、種目ごとに同一の教科用図書を採択

4 今後の日程

- 6月上旬 ～7月上旬 調査研究委員会を開催
- 6月27日～7月17日 松本市中央図書館にて教科書展示会の開催
- 7月25日 協議会において一種の教科用図書を選定し、各教育委員会に報告
- 7月下旬 ～8月上旬 各教育委員会において教科用図書を採択



長野県内 19 会場において教科書展示会を開催します

県民の皆様、令和6年度に県内の小・中・高等学校で使用する教科書や小・中学校の特別支援学級及び特別支援学校で使用する教科書と一般図書の内容を知っていただくため、県内 19 会場で展示会を開催します。

※教科書展示はどなたでもご自由にご覧いただけます

◇ 教科書展示会場 ◇

| 会場 | 概要 | 問合せ先 |
|--|--|-------------------------|
| 市立小諸図書館 小諸市相生町 3-3-3 こもろプラザ内 1 階 | 期 間 6月14日(水)～6月28日(水) 図 書 小・中学校用教科書 特別支援学校・学級用一般図書 時 間 平日 9時～20時 土・日・祝日 9時～18時 休館日 木(6月15日、22日) | 東信教育事務所 0267-31-0250 |
| 佐久穂町図書館 佐久穂町大字海瀬 2570 佐久穂町生涯学習館 「花の郷・茂来館」内 | 期 間 6月30日(金)～7月14日(金) 図 書 小・中学校用教科書 特別支援学校・学級用一般図書等 時 間 10時～18時 休館日 月(7月3日、10日) | |
| 上田情報ライブラリー 上田市天神 1-8-1 | 期 間 6月26日(月)～7月10日(月) 図 書 小・中学校用教科書 特別支援学校・学級用一般図書等 時 間 平日 10時～20時30分 土・日・祝日 10時～18時 休館日 火(6月27日、7月4日) 7月6日(木) | |
| 諏訪教科書センター 諏訪市諏訪 1-23-10 諏訪教育博物館内 | 期 間 6月14日(水)～6月30日(金) 図 書 小・中・高等学校用教科書 特別支援学校・学級用一般図書等 時 間 月・火・木・金 9時～17時 水 9時～16時 休館日 土・日(6月17日、18日、24日、25日) | 南信教育事務所 0265-76-6858 |
| 上伊那教科書センター 伊那市荒井 3500-1 上伊那教育会館内 | 期 間 6月19日(月)～7月6日(木) 図 書 小・中・高等学校用教科書 時 間 9時～17時 休館日 土・日(6月24日、25日、 7月1日、2日) | |

| | | |
|---|--|-------------------------|
| 飯田合同庁舎 飯田市追手町 2-678 | 期 間 7月4日(火)～7月18日(火) 図 書 小・中・高等学校用教科書 特別支援学校・学級用一般図書等 時 間 8時30分～17時15分 閉庁日 土・日・祝日(7月8日、9日、 15日、16日、17日) | 南信教育事務所 0265-76-6858 |
| 下伊那教科書センター 阿南町東條 58-1 阿南町立図書館内 | 期 間 7月4日(火)～7月18日(火) 図 書 小・中学校用教科書 時 間 火・水・木・土・日 10時～18時 金 10時～20時 休館日 月(7月10日、17日) | |
| 松本市中央図書館 松本市蟻ヶ崎 2-4-40 | 期 間 6月27日(火)～7月17日(月・祝) 図 書 小・中・高等学校用教科書 特別支援学校・学級用一般図書等 時 間 火～金 9時30分～19時 土・日・祝日 9時30分～17時 休館日 月(7月3日、10日) | |
| 木曽町文化交流センター 1階ロビー 木曽町福島 5129 | 期 間 6月20日(火)～7月4日(火) 図 書 小・中学校用教科書 時 間 9時～22時 休館日 6月29日(木) | 中信教育事務所 0263-40-1975 |
| 大町市役所1階ロビー 大町市大字大町 3887 | 期 間 7月3日(月)～7月20日(木) 図 書 小・中・高等学校用教科書 時 間 8時30分～17時 閉庁日 土・日・祝日(7月8日、9日、 15日、16日、17日) | |
| 安曇野市中央図書館 安曇野市穂高 6765-2 | 期 間 7月5日(水)～7月20日(木) 図 書 小・中学校用教科書 時 間 火～金 9時～20時 土・日・祝日 9時～18時 休館日 月(7月10日) 祝日の翌日(7月18日) | |
| 長野上水内教育会館 長野市中御所岡田町 15-5 | 期 間 6月15日(木)～7月4日(火) 図 書 小・中・高等学校用教科書 特別支援学校・学級用一般図書等 時 間 月・火・木・金 9時～17時 水 9時～正午 休館日 土・日(6月17日、18日、24日、 25日、7月1日、2日) | 北信教育事務所 026-234-9549 |
| 千曲市総合教育センター 千曲市大字桜堂 100 | 期 間 6月20日(火)～7月7日(金) 図 書 小・中学校用教科書 時 間 9時30分～17時 休館日 土・日(6月24日、25日、 7月1日、2日) | |
| 須坂市生涯学習センター 須坂市須坂 747-イ | 期 間 7月4日(火)～7月17日(月) 図 書 小・中学校用教科書 時 間 9時～22時(休館日なし) | |

| | | |
|--|--|---|
| 更級教育館 長野市篠ノ井御幣川 1201 | 期 間 6月20日(火)～7月7日(金) 図 書 小・中学校用教科書 時 間 9時～17時 休館日 土・日(6月24日、25日、 7月1日、2日) | |
| 中野市立図書館 中野市大字西条 1000 | 期 間 6月23日(金)～7月9日(日) 図 書 小・中学校用教科書 時 間 火～金 9時～19時 土・日・祝日 9時～17時 休館日 月(6月26日、7月3日) 毎月最終金曜日(6月30日) | 北信教育事務所 026-234-9549 |
| 飯山市立図書館 飯山市大字飯山 1421 | 期 間 6月28日(水)～7月13日(木) 図 書 小・中学校用教科書 時 間 火～金 9時30分～18時 土・日・祝日 9時30分～17時 休館日 月(7月3日、10日) | |
| 県立長野図書館 長野市若里 1-1-4 | 期 間 6月1日(木)以降 年間を通して展示 図 書 小・中学校用教科書 時 間 火～金 9時～19時 土・日・祝日 9時～17時 休館日 月・毎月最終金曜日、 年末・年始(12月28日～1月4日) | 県立長野図書館 026-228-4500 学びの改革支援課 026-235-7433 |
| 長野県総合教育センター 塩尻市片丘南唐沢 6342-4 | 期 間 6月1日(木)以降 年間を通して展示 図 書 小・中・高等学校用教科書 特別支援学校・学級用一般図書等 時 間 9時～17時 休館日 土・日・祝日 | 長野県総合教育センター 0263-53-8800 学びの改革支援課 026-235-7433 |

個人と社会の ウェルビーイングの実現

～一人ひとりの「好き」や「楽しい」、「なぜ」を
とことん追求できる「探究県」長野の学び～

第4次長野県教育振興基本計画 推進中！
—長野県教育委員会—



デザイン制作＝高松生× 印刷＝協栄印刷
学び応援キャラクター「信州なび助」©長野県教育委員会信州なび助

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/kyoiku02/gyose/zenpan/keikaku/keikaku-4.html>

長野県教育委員会事務局学びの改革支援課
(課長) 臼井 学 (担当) 遠藤 孝明

電 話 026-235-7433 (直通) 内線 4407

F A X 026-235-7495

E-mail kyogaku-kyokasyo@pref.nagano.lg.jp

| |
|----------|
| 教育委員会資料 |
| 5. 6. 30 |
| 学校教育課 |

報告第 4 号

令和4年度いじめ・体罰等の実態調査について

1 趣旨

市内の全小中学校で2か月に一度実施しているいじめ・体罰等の実態調査について、令和4年度の集計結果を報告するものです。

2 調査方法

児童生徒一人ひとりへのアンケート調査や聞き取り、教職員による発見、本人や保護者からの訴え等による。

3 調査結果の概要

別紙のとおり

4 いじめ・体罰等の傾向

- (1) 体罰等は、小中学校ともに認められませんでした。
- (2) 小中学校におけるいじめの認知件数は782件であり、このうち498件が解消され、解消率は63.7%でした。
- (3) 学年別のいじめの認知件数において、小学校では、5年生が他学年と比較して多く120件でした。中学校では、他学年と比較して3年生で少ない傾向があります。
- (4) いじめの発見のきっかけでは、アンケート調査など学校の取組みによりいじめが発見される割合が高く、小学校では39.5%、中学校では48.5%でした。また、本人からの訴えにより発見される割合も次に高い傾向がありました。
- (5) いじめられた児童生徒の相談状況（いじめを認知した時点）では、学級担任への相談の割合が高く、小学校では63.7%、中学校では61.9%でした。
- (6) いじめの様態では、「冷やかしやからかい、悪口や嫌なことを言われる」とする割合が高く、小学校では48.6%、中学校では63.1%でした。

5 いじめの解消に向けた対応

- (1) いじめは、どの学校にも、どの子どもにも起こりうるものであることを前提に、各校においては、いじめを積極的に認知し、認知したいじめについて校内で情報共有することとしています。また、いじめの相談を受けることの多い学級担任が一人で抱え込まない教職員間の風通しの良い雰囲気づくりに努め、早期に対応できるように配慮しています。
- (2) いじめは、アンケートなどの調査により発見される事案が多いことから、およそ2か月に1度の頻度で定期的なアンケートを実施しています。報告されたいじめについて学年及び学校を単位とした組織的対応が可能となるよう、対応経路について年度当

初に職員間で確認することを依頼しています。

- (3) いじめは、児童生徒と教職員との会話、生活記録等への記載により発見されることから、引き続き、教職員が威圧的にならず、児童生徒が自身の思いを表現しやすい物腰で接することを心掛けるなど、良好な関係づくりを進めるよう周知しています。一方、いじめについて誰にも相談していない児童生徒が一定数いることから、児童生徒が活用できる相談機関を紹介しています。
- (4) 各校においては、学校だより等を通じて、いじめの状況や防止のための取組等を保護者や地域の方々に継続的に周知するようにしています。また、年度末の教職員の異動や、進級や学級編成に伴う職員組織改編に伴い、前年度までに発生した事案が風化しないよう、年度毎の情報共有に努めています。
- (5) SNSやオンラインゲームなどインターネットに起因するいじめも少なくないことから、各校では、教職員、児童生徒及び保護者を対象としたメディアリテラシーの研修を行い、情報モラルの向上に努めています。また、インターネットの利用時間が多くなる長期休業前に、インターネットに起因するトラブルを回避するための指導を行っています。
- (6) 「いじめ重大事態に関する国への報告について（依頼）」（文部科学省 | 令和5年3月10日）により、重大事態を文部科学省に報告することが確認されました。子どもが充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ未然防止への取組みを改めて各校に依頼し、重大事態が発生した場合には速やかに報告し対応するよう再確認しています。

【担当】

学校教育課 課長 清沢 卓子
学校支援室 室長 坂口 俊樹
電話 33-4397

1 調査結果の概要

(1) いじめの認知（発生）学校数・認知件数注^{1・2}及び体罰の認知件数

| 区分 | 学校総数 (A) | いじめを認知した学校数 | いじめを認知していない学校数 | いじめの認知件数 (C) | 1校あたりの認知件数 (C/A) | 体罰の認知件数 |
|-----|----------|-------------|----------------|--------------|------------------|---------|
| 小学校 | 29 | 28 | 1 | 479 | 16.5 | 0 |
| 中学校 | 21 | 18 | 3 | 303 | 14.4 | 0 |
| 合計 | 50 | 46 | 4 | 782 | 15.6 | 0 |

注1) 文部科学省が年度末に実施する「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」での「認知件数」は、「・・・年度間において、上記の（いじめの）定義に該当するいじめを受けた児童生徒ごとに1件として数える。この際、同一の児童生徒が異なる時期に別の児童生徒からいじめを受けていても1件として扱う」とされています。そのため、いじめを受けた児童生徒の人数で報告されることになります。

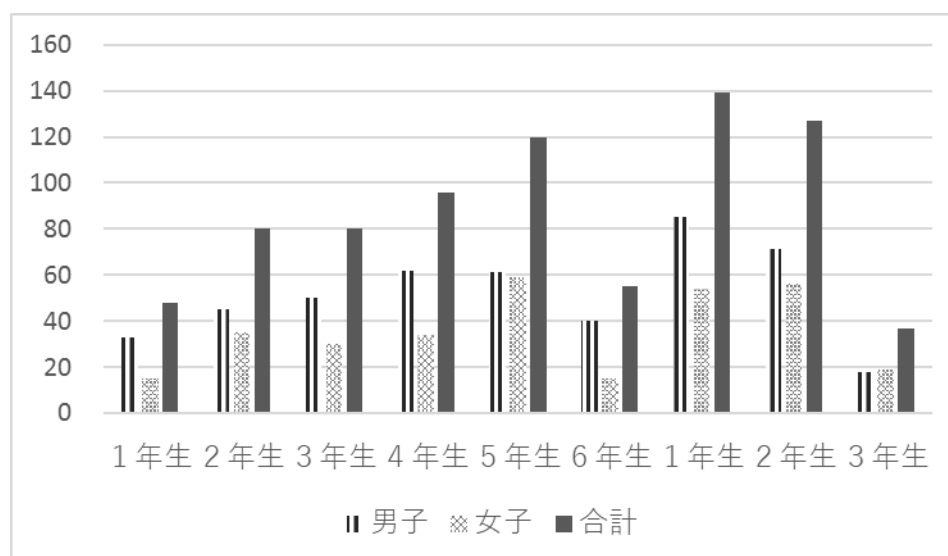
注2) 松本市における「認知件数」は、いじめの積極的な認知により早期発見と早期対応を促進する観点から、具体的ないじめの行為の回数となります。

(2) いじめの現在の状況

| 区分 | 解消しているもの (日常的に観察継続中) | | 解消に向けて取組中 | | その他 (転居等) | | 合計 件数 |
|-----|-------------------------|--------|-----------|--------|--------------|--------|----------|
| | 件数 | 割合 (%) | 件数 | 割合 (%) | 件数 | 割合 (%) | |
| 小学校 | 336 | 70.1 | 140 | 29.2 | 3 | 0.6 | 479 |
| 中学校 | 162 | 53.5 | 141 | 46.5 | 0 | 0.0 | 303 |
| 合計 | 498 | 63.7 | 281 | 35.9 | 3 | 0.4 | 782 |

(3) いじめの認知件数の学年別、男女別内訳

| 区分 | 小学校 | | | | | | 中学校 | | |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | 1年生 | 2年生 | 3年生 | 4年生 | 5年生 | 6年生 | 1年生 | 2年生 | 3年生 |
| 男子 | 33 | 45 | 50 | 62 | 61 | 40 | 85 | 71 | 18 |
| 女子 | 15 | 35 | 30 | 34 | 59 | 15 | 54 | 56 | 19 |
| 合計 | 48 | 80 | 80 | 96 | 120 | 55 | 139 | 127 | 37 |



※図は、表をグラフ化したものです。

(4) いじめの発見のきっかけ

| 区分 | 小学校 | | 中学校 | | 小中学校の合計 | |
|-------------------------------------|-----|--------|-----|--------|---------|--------|
| | 件数 | 割合 (%) | 件数 | 割合 (%) | 件数 | 割合 (%) |
| 学校の教職員等が発見した | 242 | 50.5 | 188 | 62.0 | 430 | 55.0 |
| ① 学級担任が発見した。 | 49 | 10.2 | 29 | 9.6 | 78 | 10.0 |
| ② 学級担任以外の教職員が発見した。(養護教諭、SC等の相談員を除く) | 4 | 0.8 | 10 | 3.3 | 14 | 1.8 |
| ③ 養護教諭が発見した。 | 0 | 0.0 | 2 | 0.7 | 2 | 0.3 |
| ④ スクールカウンセラー等の相談員が発見した。 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 |
| ⑤ アンケート調査など学校の取組により発見した。 | 189 | 39.5 | 147 | 48.5 | 336 | 43.0 |
| 学校の教職員以外からの情報により発見した。 | 237 | 49.5 | 115 | 38.0 | 352 | 45.0 |
| ⑥ 本人からの訴え | 130 | 27.1 | 66 | 21.8 | 196 | 25.1 |
| ⑦ 当該児童生徒(本人)の保護者からの訴え | 54 | 11.3 | 21 | 6.9 | 75 | 9.6 |
| ⑧ 児童生徒(本人を除く)からの情報 | 34 | 7.1 | 21 | 6.9 | 55 | 7.0 |
| ⑨ 保護者(本人の保護者を除く)からの情報 | 17 | 3.5 | 7 | 2.3 | 24 | 3.1 |
| ⑩ 地域の住民からの情報 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 |
| ⑪ 学校以外の関係機関(相談機関を含む)からの情報 | 1 | 0.2 | 0 | 0.0 | 1 | 0.1 |
| ⑫ その他(匿名による投書など) | 1 | 0.2 | 0 | 0.0 | 1 | 0.1 |
| 合計 | 479 | 100.0 | 303 | 100.0 | 782 | 100.0 |

(5) いじめられた児童生徒の相談状況

| 区分 | 小学校 | | 中学校 | | 小中学校の合計 | |
|-------------------------------------|-----|--------|-----|--------|---------|--------|
| | 件数 | 割合 (%) | 件数 | 割合 (%) | 件数 | 割合 (%) |
| ① 学級担任に相談した。 | 364 | 63.7 | 242 | 61.9 | 606 | 63.0 |
| ② 学級担任以外の教職員に相談した。(養護教諭、SC等の相談員を除く) | 21 | 3.7 | 27 | 6.9 | 48 | 5.0 |
| ③ 養護教諭に相談した。 | 10 | 1.8 | 13 | 3.3 | 23 | 2.4 |
| ④ スクールカウンセラー等の相談員に相談した。 | 3 | 0.5 | 5 | 1.3 | 8 | 0.8 |
| ⑤ 学校以外の相談機関に相談した。(電話相談やメール等を含む) | 22 | 3.9 | 5 | 1.3 | 27 | 2.8 |
| ⑥ 保護者や家族等に相談した。 | 106 | 18.6 | 42 | 10.7 | 148 | 15.4 |
| ⑦ 友人に相談した。 | 10 | 1.8 | 18 | 4.6 | 28 | 2.9 |
| ⑧ その他の人(地域の人など)に相談した。 | 10 | 1.8 | 3 | 0.8 | 13 | 1.4 |
| ⑨ 誰にも相談していない。 | 25 | 4.4 | 36 | 9.2 | 61 | 6.3 |
| 合計 | 571 | 100.0 | 391 | 100.0 | 962 | 100.0 |

※複数選択可能な質問項目です。

(6) いじめの態様

| 区分 | 小学校 | | 中学校 | | 小中学校の合計 | |
|-------------------------------------|-----|--------|-----|--------|---------|--------|
| | 件数 | 割合 (%) | 件数 | 割合 (%) | 件数 | 割合 (%) |
| ① 冷やかしかからかい、悪口や嫌なことを言われる。 | 296 | 48.6 | 226 | 63.1 | 522 | 54.0 |
| ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。 | 59 | 9.7 | 28 | 7.8 | 87 | 9.0 |
| ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。 | 119 | 19.5 | 40 | 11.2 | 159 | 16.4 |
| ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。 | 32 | 5.3 | 5 | 1.4 | 37 | 3.8 |
| ⑤ 金品をたかられる。 | 4 | 0.7 | 0 | 0.0 | 4 | 0.4 |
| ⑥ 物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。 | 33 | 5.4 | 6 | 1.7 | 39 | 4.0 |
| ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。 | 25 | 4.1 | 18 | 5.0 | 43 | 4.4 |
| ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。 | 6 | 1.0 | 11 | 3.1 | 17 | 1.8 |
| ⑨ その他 | 35 | 5.7 | 24 | 6.7 | 59 | 6.1 |
| 合計 | 609 | 100.0 | 358 | 100.0 | 967 | 100.0 |

※複数選択可能な質問項目です。

| |
|----------|
| 教育委員会資料 |
| 5. 6. 30 |
| 学校教育課 |

報告第 5 号

令和4年度における不登校児童生徒の状況について

1 趣旨

市内全小中学校で毎月実施している不登校等長期欠席児童生徒に関わる実態調査について、令和4年度の不登校児童生徒の状況及び不登校支援アドバイザーの活動や中間教室の状況について報告するものです。

2 児童生徒の欠席状況

別紙のとおり

3 傾向

- (1) 累計30日以上欠席している児童生徒数は、前年度と比較して、小学校及び中学校ではともに50名増加しています。
- (2) 中間教室の年間利用状況は、小学生は63名、中学生は53名となり、令和3年度の年間利用状況（小学校45名、中学校40名）を上回る人数となっています。

4 不登校の主たる要因

- (1) 不登校の主たる要因としては、いじめを除く友人関係をめぐる問題（仲違い等）、無気力や不安、学業の不振、親子の関わり方などが挙げられます。
- (2) 一人一台端末が普及し、家庭にしながらオンラインでの学習を進められる環境が整備されたことから、登校しないことへの後ろめたさ等の心情が低下したことも一因と考えられます。
- (3) コロナ感染防止の観点から、度重なる学校閉鎖や社会的距離をとらざるを得ない状況が続いたことにより、本来培われるはずの人間関係を築く経験が少なかった児童生徒のなかには、進学や進級などによる新しい人間関係で不安が高まり、結果として不登校に繋がった可能性が考えられます。

5 不登校児童生徒への支援

(1) 各校の取組み

ア 校内中間教室

学校支援室では、山間小規模校を除く全小中学校に、不登校及び不登校傾向の児童生徒を対象として支援を行う自立支援教員を配置し、校内にも中間教室を設置して支援を継続していきます。安心して登校でき、学習のみならず他者と交流を図ることのできる環境を、一層充実できるよう努めていきます。

イ オンライン授業

不登校及び不登校傾向のある児童生徒が、人目を気にせずに通える校内の相談

室（校内中間教室）に登校し、この環境で、原学級の授業をオンライン受講できるようにしています。

また、不登校児童生徒の出席の扱いや学習状況の評価が適切に行われるよう、改めて本市のガイドラインを全小中学校へ周知していきます。

(2) 不登校支援アドバイザーによる支援

不登校支援アドバイザーは、こども部が連携する「はぐルッポ」、「フリースペース十色」を訪問し、学校外で活動している不登校児童生徒との交流を図り、得意な活動や苦手と捉えている状況を理解するように努めています。

また、公民館の協力のもと、「ほっとスペース笹賀・松原」の運営を行い、不登校児童生徒およびその保護者が安心できるよう関わりを深めていきます。

上記で捉えた子どもたちの様子を学校に伝えるとともに、今後も児童生徒の言動の背景を捉える機会を積極的に持ち、各学校に対する具体的な助言や支援の手掛かりとして役立てます。

このように不登校児童生徒への支援は関連機関との連携が不可欠となり、支援の幅が広がっています。より充実した支援を提供するために、今年度から、不登校支援アドバイザーを増員しています。

(3) 中間教室による取組み

ア 元気Upサッカー教室

中間教室に入室している児童生徒や不登校傾向のある児童生徒を対象として、松本山雅FCの協力のもと開催される「元気Upサッカー教室」を紹介し、参加を促しています。サッカーを通じて、体力向上を図るだけでなく、他者と楽しく交流する活動を持つようにしています。今年度も合計3回の実施を計画しています。

イ 南部方面への支援

中間教室がない市の南部に居住する不登校児童生徒には、一人親家庭で中間教室への送迎の難しい家庭が複数見られることから、今年度から南部地域に新たな中間教室を設置します。運動や遊び等の体験的な学習を取り入れることで子どもの社会的な自立を支援します。

(4) 元気Up教育相談

今年度も、児童生徒、保護者及び教職員を対象として、精神科医師およびSSWによる教育相談を年8回実施します。教育と福祉の連携を図り、子どもの様々な状況に応じた迅速な対応に努めます。

6 不登校児童生徒を支える教職員への支援

(1) 研修会の開催

自立支援教員を対象とした研修会で、不登校支援アドバイザーによる講話を行っています。

教職員研修では、信州大学の専門家を講師に招き「不登校児童生徒の理解と支援」をテーマとした研修を行いました。

発達障がい詳しい専門家や特別支援学校の教育相談担当教員を講師とした研修

会を実施します。

児童生徒への支援を学ぶ機会を提供することで、教員のスキルアップを図ります。

(2) 不登校支援アドバイザーによる学校訪問

不登校支援アドバイザーは、定期的に学校を訪問し、校長、教頭、支援に携わる教職員との面談を行い、不登校児童生徒の状況について情報を共有するとともに、支援の方向性について助言しています。

定期的な学校訪問により、児童生徒の状況を把握するとともに、必要に応じて、中間教室や元気Up教育相談等に関わる情報を提供するなど、多面的な支援を進めていきます。

(3) SSWによる支援

今年度も山間地校を除く市内全小学校において、SSWと指導主事によるスクリーニング会議を実施します。この機会を契機にSSWや指導主事が、要望のある小学校へ継続支援する体制を整えます。

7 不登校児童生徒への支援に係わる課題と今後の展望

不登校児童生徒への支援については、多様な学びの機会を提供するなど、今後も支援体制の充実に努めます。また、不登校傾向のある児童生徒や全ての子どもを対象とした支援も並行して進めていくことが、増加の一途をたどる不登校児童生徒への抜本的な対策として不可欠になると考えられます。具体的には、関係者による不登校支援プロジェクト会議を開催し、市全体の不登校支援の在り方のグランドデザインなどを定めるとともに、オンライン支援など、不登校児童生徒の社会的自立に向けた具体的な取組みについて検討していきます。

不登校傾向のある児童生徒や全ての子どもを対象とした支援には、「心の健康の保持に関する教育の実施」、「一人一台端末を活用した早期発見」などが示されています（文部科学省「令和4年6月10日4初児生第10号」）。潜在的な支援ニーズがありながらも支援が届かなかった子どもに対して、必要な支援を届ける体制は急務であることから、より充実した支援が図られるよう、専門的知見を有する大学の専門家との連携も、上記不登校支援プロジェクト会議で検討していくこととします。

【担当】

学校教育課 課長 清沢 卓子
学校支援室 室長 坂口 俊樹
電話 33-4397

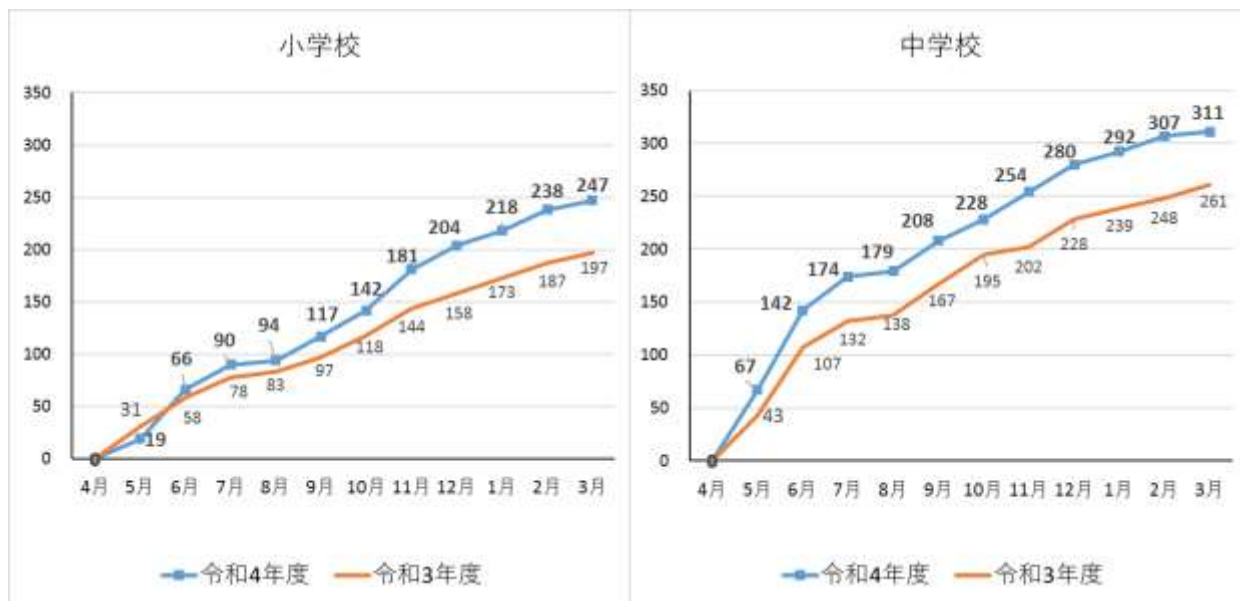
1 児童生徒の欠席状況

(1) 月半数以上欠席している児童生徒数及び累計30日以上欠席している児童生徒数

| 校種 | 年度 | 項目 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|-----|-------|-----------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 小学校 | 令和4年度 | 月半数以上欠席数 | 72 | 98 | 112 | 114 | 117 | 113 | 139 | 148 | 147 | 163 | 165 | 155 |
| | | (内月全欠児童数) | 2 | 24 | 28 | 37 | 53 | 25 | 31 | 38 | 49 | 49 | 56 | 42 |
| | | 累計30日以上欠席数(不登校) | 0 | 19 | 66 | 90 | 94 | 117 | 142 | 181 | 204 | 218 | 238 | 247 |
| | 令和3年度 | 月半数以上欠席数 | 116 | 122 | 144 | 134 | 150 | 147 | 160 | 173 | 177 | 187 | 177 | 168 |
| | | (内月全欠児童数) | 38 | 48 | 50 | 64 | 81 | 52 | 60 | 66 | 72 | 81 | 81 | 66 |
| | | 累計30日以上欠席数(不登校) | 0 | 31 | 58 | 78 | 83 | 97 | 118 | 144 | 158 | 173 | 187 | 197 |
| 中学校 | 令和4年度 | 月半数以上欠席数 | 163 | 196 | 220 | 235 | 245 | 260 | 268 | 283 | 286 | 288 | 317 | 286 |
| | | (内月全欠児童数) | 32 | 62 | 57 | 70 | 128 | 81 | 75 | 77 | 84 | 104 | 115 | 86 |
| | | 累計30日以上欠席数(不登校) | 0 | 67 | 142 | 174 | 179 | 208 | 228 | 254 | 280 | 292 | 307 | 311 |
| | 令和3年度 | 月半数以上欠席数 | 137 | 167 | 182 | 188 | 198 | 209 | 225 | 229 | 238 | 245 | 247 | 222 |
| | | (内月全欠生徒数) | 40 | 49 | 55 | 65 | 95 | 62 | 55 | 74 | 52 | 84 | 92 | 57 |
| | | 累計30日以上欠席数(不登校) | 0 | 43 | 107 | 132 | 138 | 167 | 195 | 202 | 228 | 239 | 248 | 261 |

注) 月半数以上欠席している児童生徒数と全欠児童生徒数には、病気による欠席や民間施設への登校などを理由とする欠席者も含まれています。

(2) 累積30日以上欠席している児童生徒数の推移の前年度比較



2 不登校支援アドバイザーの学校訪問支援の状況（年度間）

(1) 学校訪問回数（回）

| | 小学校 | 中学校 | 合計 |
|-------|-----|-----|-----|
| 令和4年度 | 104 | 103 | 207 |
| 令和3年度 | 96 | 86 | 182 |

(2) 訪問形態（回）

| | 面談（学校訪問+家庭訪問+支援会議） | 児童生徒観察（授業参観） | 支援会議あるぶ連絡会 | 家庭訪問 | 中間教室等訪問 | ほっとスペース（松原） | ほっとスペース（笹賀） |
|-------|--------------------|--------------|------------|------|---------|-------------|-------------|
| 令和4年度 | 251 | 423 | 33 | 16 | 30 | 59 | 4 |
| 令和3年度 | 246 | 426 | 68 | 16 | 24 | 24 | |

(3) 面談相手（回）

| | 校長 | 教頭 | 生徒指導不登校支援等担当 | 児童生徒 | 保護者 | 養護教諭等 | 学級担任 |
|-------|-----|-----|--------------|------|-----|-------|------|
| 令和4年度 | 154 | 312 | 155 | 33 | 60 | 51 | 87 |
| 令和3年度 | 160 | 285 | 131 | 32 | 71 | 57 | 47 |

3 中間教室の状況

(1) 通室児童生徒の状況

ア 中間教室通室児童生徒数の過去10年間の推移（人）※復帰には一部復帰を含む

| | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 児童 | 13 | 12 | 7 | 12 | 11 | 6 | 17 | 21 | 33 | 45 | 63 |
| 生徒 | 48 | 43 | 48 | 46 | 39 | 47 | 53 | 37 | 29 | 40 | 53 |
| 全体 | 61 | 55 | 55 | 58 | 50 | 53 | 70 | 58 | 62 | 85 | 116 |
| 復帰 | 29 | 38 | 33 | 26 | 18 | 23 | 38 | 19 | 45 | 24 | 32 |

イ 在籍児童生徒数（人）※入室届の提出なく利用がある場合を含む

| | 山辺中間教室 | | | 鎌田中間教室 | | | あかり教室 | | | 合計 | | |
|----|--------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| 児童 | 25 | 33 | 38 | 2 | 1 | 0 | 6 | 11 | 25 | 33 | 45 | 63 |
| 生徒 | 9 | 14 | 15 | 14 | 17 | 27 | 6 | 9 | 11 | 29 | 40 | 53 |
| 合計 | 34 | 47 | 53 | 16 | 18 | 27 | 12 | 20 | 36 | 62 | 85 | 116 |

(2) 保護者や学校との連絡相談の現状（回）

| | 山辺中間教室 | 鎌田中間教室 | あかり教室 | 合計 |
|----------|--------|--------|-------|-----|
| 面接相談 | 92 | 471 | 20 | 583 |
| 家庭訪問 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 学校訪問 | 6 | 23 | 0 | 29 |
| 電話相談 | 184 | 185 | 50 | 419 |
| 関係諸機関連絡等 | 6 | 244 | 16 | 266 |

報告第 6 号

公民館事業における託児保育に関する不適切な事務処理について

1 趣旨

令和5年2月19日（日）に開催した令和4年度未来につなぐまちづくりの集いにおける託児保育に係る謝礼が、相手方に支払われていないという不適切な事務処理があることが判明したため、その概要について報告するものです。

2 経過

5. 2. 19 「未来へつなぐ私たちのまちづくりの集い」を開催
その際の託児保育を相手方（2名）に依頼
5. 3 1 相手方から、謝礼が振り込まれていない旨の連絡を受ける。
確認の結果、未払いであることが判明。相手方に謝罪

3 未払金額

12,600円（1時間当たり900円×7時間×2名）

4 原因

- (1) 担当者が支払事務を失念していたこと。
- (2) 事業に係る予算執行の確認が十分でなかったこと。

5 今後の対応

- (1) 相手方に、謝礼を速やかに支払います。
- (2) 支払う謝礼は、過年度支出として既決予算で対応します。

6 再発防止策

- (1) 事業実施に伴う予算執行の進捗状況に係るチェックリストを作成し、係長及び課長が定期的に確認を行います。
- (2) 公金の取扱いに際し、職員に求められる姿勢や心構えなどの基本的事項について再度確認を徹底します。

担当 生涯学習課・中央公民館
課長 石川 善啓
電話 32-1132

| |
|----------|
| 教育委員会資料 |
| 5. 6. 30 |
| 中央図書館 |

報告第 7 号

中央図書館及び本郷図書館の開館時間延長について

1 趣旨

夏期の図書館利用者の利便性の向上を図るため、中央図書館および本郷図書館の開館時間を延長することについて報告するものです。

2 実施内容

(1) 実施日

ア 中央図書館

令和5年7月22日～8月20日の土曜日及び日曜日並びに祝日（計11日）

イ 本郷図書館

令和5年7月22日～8月20日の平日、土曜日及び日曜日（計24日）

※市内小中学校 夏休み期間 7月20日（最早）～8月24日（最遅）

（開智小学校 7月22日～8月22日、丸ノ内中学校 7月22日～8月21日、

本郷小学校 7月22日～8月21日、女鳥羽中学校 7月25日～8月22日）

（深志高校 7月23日～8月22日、美須ヶ丘高校 7月30日～8月21日、

県ヶ丘高校 7月27日～8月21日、蟻ヶ崎高校 7月25日～8月28日）

(2) 開館時間の延長内容

中央図書館は「9時30分から17時まで」を「9時30分から18時まで」に1時間延長。本郷図書館は「10時から17時まで」を「10時から18時まで」に1時間延長

※中央図書館は平成23年度から実施。本郷図書館は、近隣の保育園、児童センター利用の保護者からの要望を受け、令和4年度から実施

3 周知方法

(1) 図書館の館内掲示により周知します。

(2) 図書館ホームページ、図書館 Facebook、図書館 Twitter に掲載します。

| | |
|----|---------|
| 担当 | 中央図書館 |
| 館長 | 藤森 千穂 |
| 電話 | 32-0099 |

報告第 8 号

史跡小笠原氏城跡整備基本計画策定委員会委員の委嘱について

1 趣旨

史跡小笠原氏城跡整備基本計画策定委員会委員のうち地域関係者として委嘱をしていた委員の異動に伴い、補欠委員の委嘱を行うことについて報告するものです。

2 退任者

寺澤 憲一 井川城下区町会長

3 委嘱予定者

窪田 浩 井川城下区町会長

4 任期

史跡小笠原氏城跡整備基本計画策定委員会設置要綱第4条に基づき、整備基本計画が策定される日までとします。

※ 直近の史跡小笠原氏城跡整備基本計画策定委員会（開催日未定）にて委嘱予定

5 根拠要綱（抜粋）

史跡小笠原氏城跡整備基本計画策定委員会設置要綱
（組織）

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 地域関係者

(2) 有識者

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から整備基本計画が策定される日までの間とする。



担当 文化財課
課長 竹原 学
電話 32-3292

史跡小笠原氏城跡整備基本計画策定委員会 委員名簿

委員任期：委嘱の日から整備基本計画が策定される日まで

| 区分 | 氏名 | 所属・役職等 |
|-----------|---------------------|--------------------------|
| 地域 関係者 | あこう ともお 赤廣 伴夫 | 入山辺橋倉町会長 |
| | くぼた ひろし 窪田 浩 | 井川城下区町会長 |
| | こいわい としただ 小岩井 俊忠 | 林古城会 会長 |
| | よこやま もりたか 横山 盛高 | 里山辺林町会長 |
| 有識者 | おおつか つとむ 大塚 勉 | 信州大学 特任教授【地質学】 |
| | ささき くにひろ 佐々木 邦博 | 信州大学 名誉教授【環境農学（造園・景観）】 |
| | さきもと しょうじ 笹本 正治 | 長野県立歴史館 特別館長【歴史学（日本中世史）】 |
| | なかい ひとし 中井 均 | 滋賀県立大学 名誉教授【考古学（城郭史）】 |
| | はら あきよし 原 明芳 | 松本市文化財審議委員会委員【考古学】 |

委員数 9人

報告第 9 号

並柳小学校における事故について

1 趣旨

並柳小学校での草刈り作業中に発生した物損事故について、報告するものです。

2 事故の概要

(1) 発生日時

令和5年6月26日(月) 16時40分頃 天候：晴れ

(2) 発生場所(位置図：裏面のとおりに)

松本市並柳4丁目9番1号 西側駐車場

(3) 当事者及び被害の状況

ア 相手方 市内在住 男性(50代)

人身 なし

物損 後部座席左側スライドドアガラス1枚の損傷

イ 当方 並柳小学校 会計年度任用職員

(4) 事故の状況

ア 当方職員が学校敷地内において刈払機を使用して草刈り作業を行っていたところ、跳ねた小石が上記場所に駐車していた自動車に当たり、後部座席のガラスを損傷したものの

イ 昨年度に同様の事故があり、近くにある窓ガラスや自動車に当たらないようコンパネ等で飛散防止対策を行うよう徹底してきましたが、今回は、被害車両とは一定程度(約15m以上)離れた場所であり、作業面積が少ないことで飛散防止対策を怠ってしまったもの

3 今後の対応

(1) 相手方には、誠意をもって対応します。

(2) 再発防止のため、事故の恐れがある対象物が一定程度離れた場所であっても、必ずコンパネ等で飛散防止対策を行うよう再度職員に周知し、安全管理を徹底します。

(3) 7月11日開催の経済文教委員協議会へ報告します。

担当

学校教育課 学校施設担当課長

丸山 丈晴

電話 33-9847

【並柳小学校 敷地位置図】



【拡大図】



【現場状況写真（拡大図中位置Aから撮影）】



【被害車輛 状況】



周知事項 1

学都松本推進事業「夏休み給食センター親子見学会」の実施について

1 趣旨

食に対する関心を高める食育の一環として、「夏休み給食センター親子見学会」を実施することについて周知するものです。

2 事業の概要

(1) 日時及び会場

ア 松本市東部学校給食センター

令和5年7月26日（水）9時から13時まで

イ 松本市西部学校給食センター

令和5年7月26日（水）9時から13時まで

(2) 対象者

各学校給食センター管内小学校4、5、6年児童と保護者

(3) 内容

ア DVDによる施設紹介

イ 調理場見学

ウ 展示見学

エ クイズ・質問コーナー

オ 廃油利用せっけんの配布

カ 試食

キ 地物農産物直売（西部学校給食センターのみ）

(4) 募集人数 各センター親子20組

(5) 周知方法 対象児童へ募集チラシ配布（QRコードでの申込み）

(6) 募集期間 7月4日（火）～7月10日（月）

(7) 参加料 無料

| | |
|----|---------|
| 担当 | 学校給食課 |
| 課長 | 三代澤 昌秀 |
| 電話 | 45-1120 |



夏休み東部学校給食センター親子見学会

参加者 募集

毎日、楽しみにしている給食。夏休みに君も給食センターを探検してみよう！！
給食センターには不思議がいっぱい

給食センターってどんなところ？
8千人分の給食ってどんな風に作っているの？
栄養士さん&調理員さんってどんなお仕事しているの？



今回は、特別に調理場内を見せちゃうよ。アルフちゃんも待ってます。
ぜひ、おうちの方と参加して、給食マスターになろう。

探検日時 令和5年7月26日(水) 9時～13時

探検場所 松本市東部学校給食センター (松本市原7-1)

募集組数 小学校4・5・6年生と保護者 20組(1家族3名まで)
(危険な機械等がありますので、未就学児の同伴はできません)

参加料 無料

2種類の揚げパンなどの
美味しい試食付きだよ☆

内容 調理場ツアー、試食タイム、クイズ・質問コーナー、DVD視聴等



申込方法 ・下記の期間中、下のQRコード先の申込みフォームからお申し込みください(募集組数を超えた場合は、抽選になります)。

募集期間 7月4日(火)～7月10日(月)

・募集期間終了後、抽選の上、後日当選通知を送信いたします。

お申し込みは
こちらから



【問い合わせ先】

松本市学校給食課 東部学校給食センター

電話 45-1120 FAX 45-1140

夏休み西部学校給食センター親子見学会



参加者 募集

毎日、楽しみにしている給食。どのような場所で、どのような人が、どのように作っているか、気になりますか？

そこで、夏休みに西部学校給食センターでは、親子見学会を開きます！

ぜひ、おうちの方と参加して、「作ること」「食べること」について考えてみませんか。

日時 令和5年7月26日(水) 9時～13時

場所 松本市西部学校給食センター（松本市野溝西3-6-1）

募集組数 小学校4・5・6年生と保護者 20組
（危険な機械等がありますので、未就学児の同伴はできません）

参加料 無料

内容 調理場ツアー、試食タイム、クイズ・質問コーナー、DVD視聴等
今年は、給食で使用している地物農産物の直売もあります！！
※試食メニュー ホットドック、コーンポタージュ、農家さんの気まぐれサラダ
小玉スイカ

申込方法 ・下記の期間中、下のQRコード先の申込みフォームからお申込みください（募集組数を超えた場合は、抽選になります）。

募集期間 7月4日(火)～7月10日(月)

・募集期間終了後、抽選の上、後日当選通知を送信いたします。



【問い合わせ先】

松本市学校給食課 西部学校給食センター
電話 86-1130 FAX 86-1150

